

【参法 2】

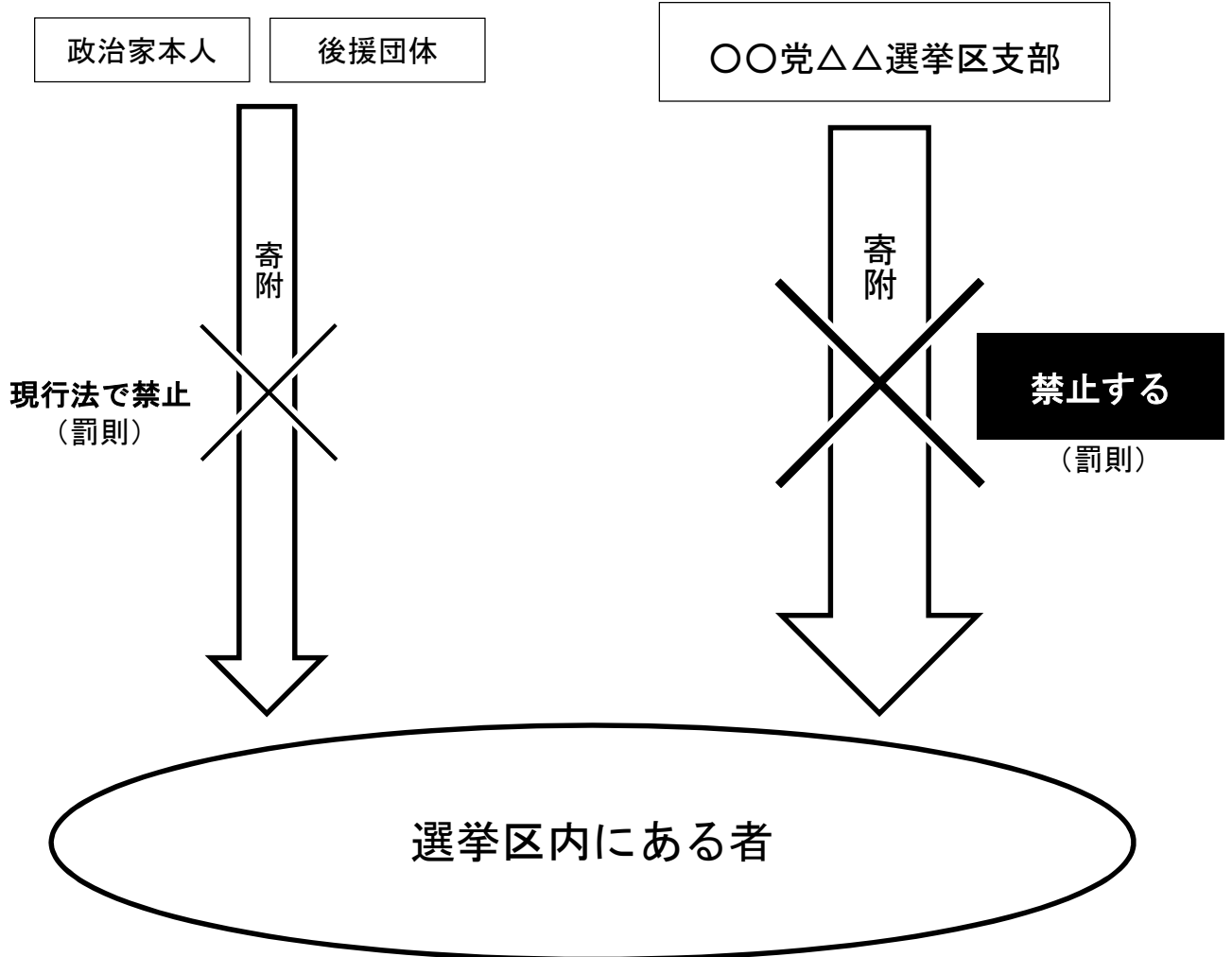
選挙区支部寄附禁止法案

【公職選挙法の改正】

立法の背景・趣旨

政党の選挙区支部が選挙区内の者に花代等を支出したとされる事例がある。
→ 政治家本人や後援団体の寄附と同様に禁止することにより、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資する必要がある。

政党の選挙区支部について、当該選挙区内にある者に対して寄附をしてはならないものとする。



政治資金使途制限法案

【政治資金規正法の改正】

立法の背景・趣旨

政治家の資金管理団体が家族旅行のホテル代等に政治資金を支出したと疑われる事例がある。

→ 「個人的支出」を禁止するとともに、調査のための第三者機関の設置について検討し、措置を講ずる必要がある。

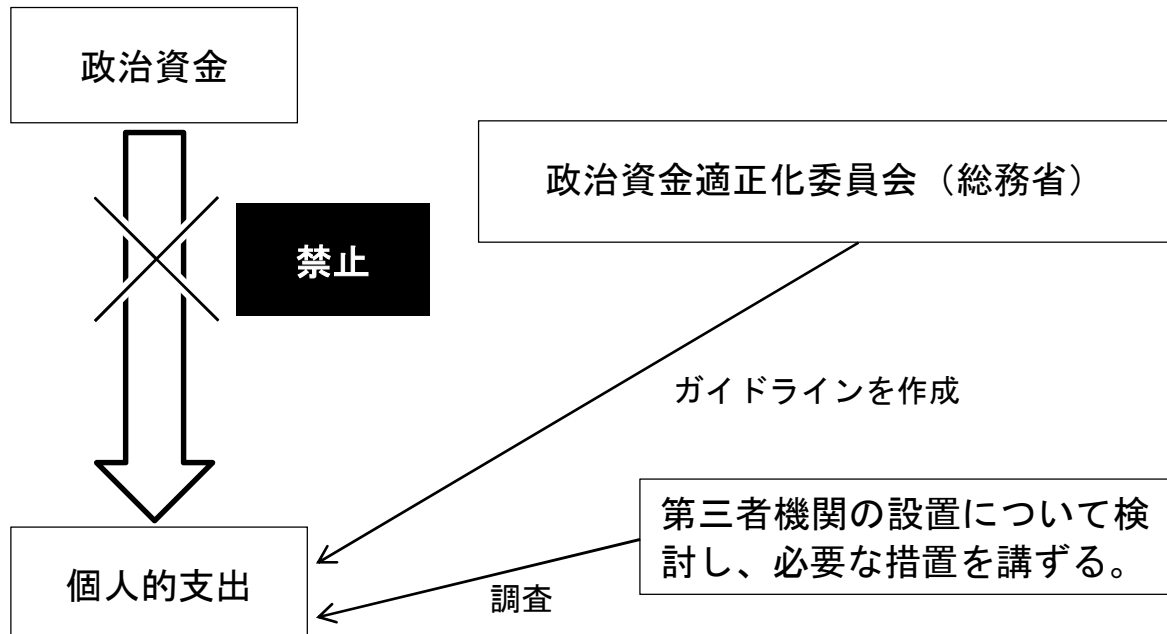
1 政治資金の「個人的支出」の禁止

(1) 「個人的支出」に当たるものは、政治資金から支出してはならないものとする。

(2) 政治資金適正化委員会は、「個人的支出」についての具体的なガイドラインを作成するものとする。

2 第三者機関の設置

「個人的支出」に該当すると疑われる支出について調査するための第三者機関の設置について検討し、必要な措置を講ずるものとする。



次の(ア)(イ)のいずれにも該当しない支出

(ア) 政治団体の目的に関連する支出

(イ) 政治活動や公職関連活動に関連する支出

【参法 4】

寄附金控除等を通じた国会議員等の利益享受禁止法案

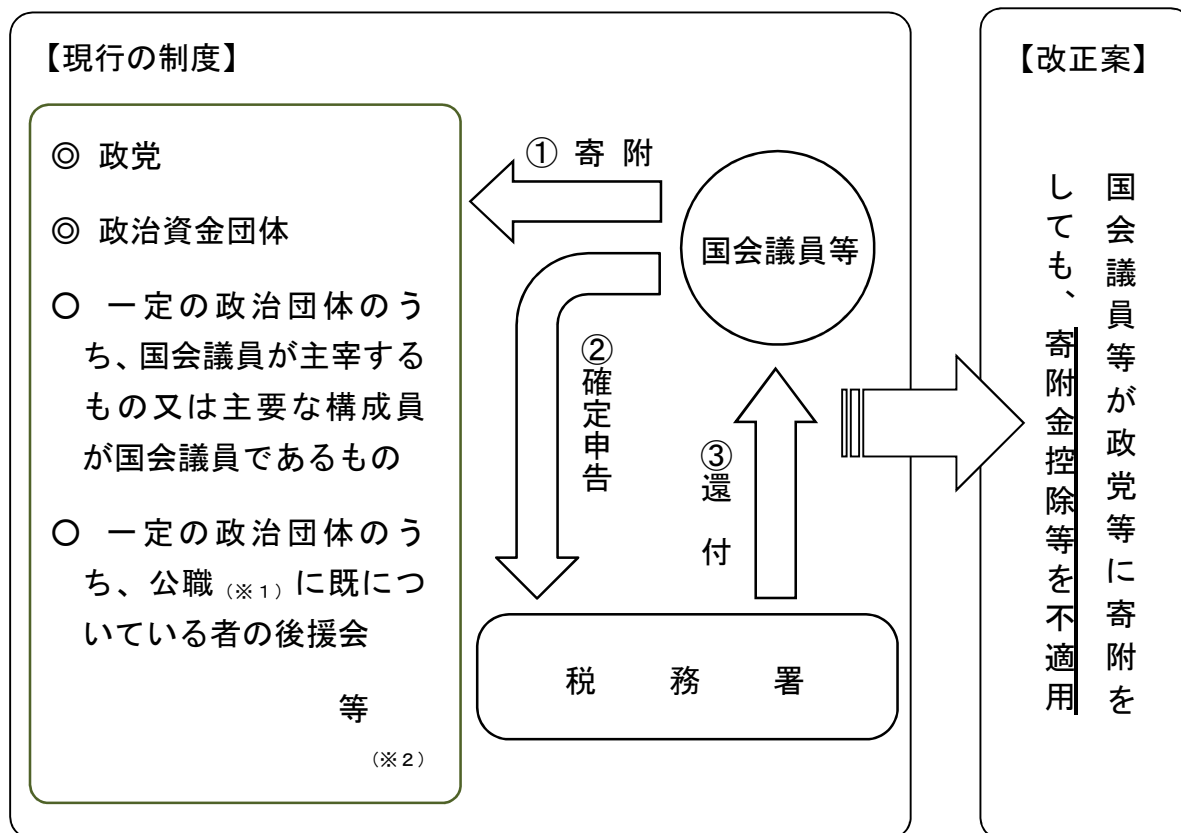
【租税特別措置法の改正】

<立法の背景>

現行の制度では、政治家が関係の政治団体に寄附した支出金を最終的に自らの政治資金に充てるときであっても、税制上の利益を享受することが可能となっている。

国会議員等^(※)が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の規定を適用しないこととする。

(※) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者



(※1) 衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくはその市長

(※2) ◎は、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の対象
○は、寄附金控除の特例の対象

【参法 5】

企業団体献金禁止法案

【政治資金規正法の改正】

(1)立法事実

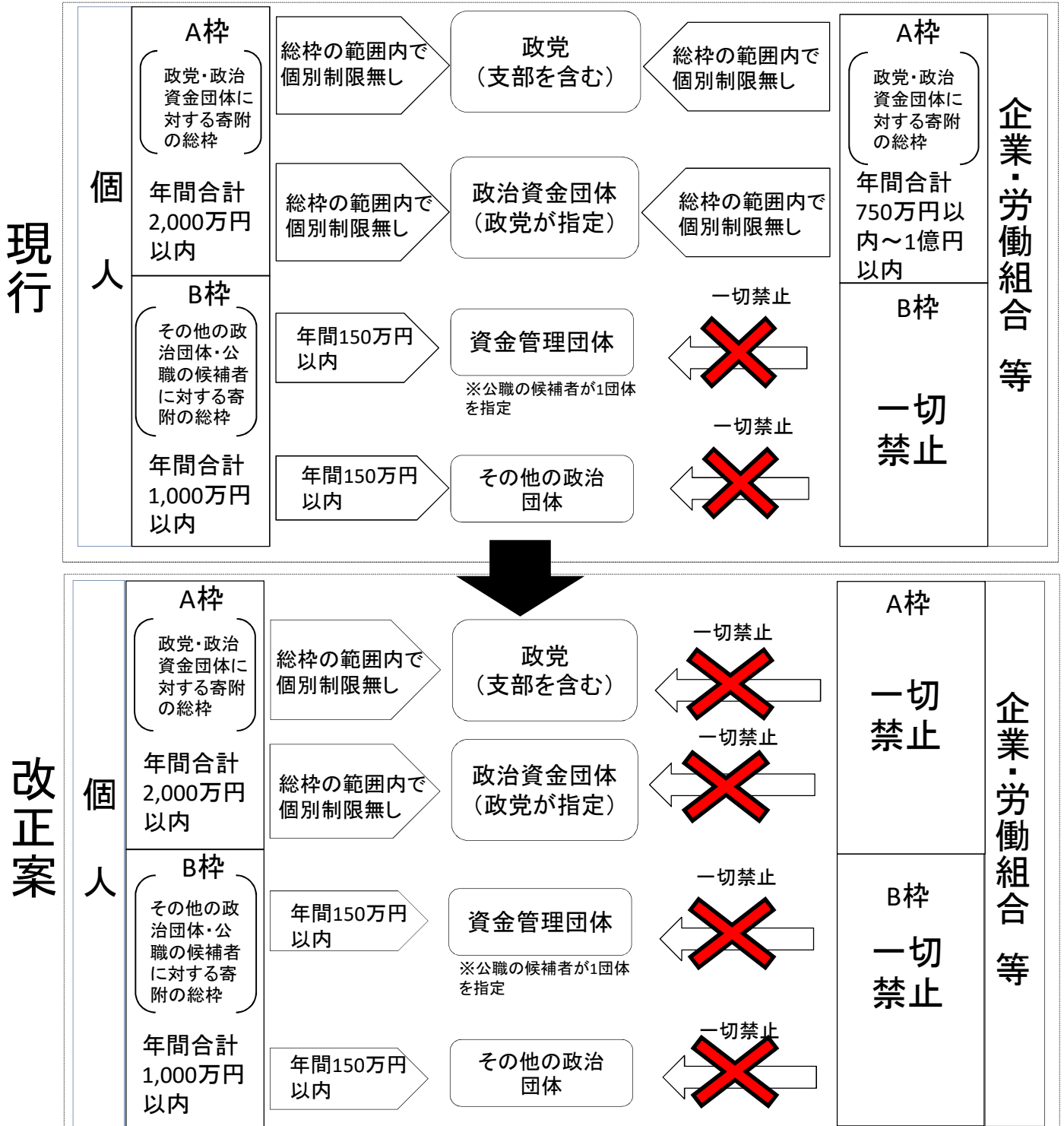
- ・ 献金を受けた企業・団体のための政治が行われている可能性がある。
- ・ 政策減税等で得た資金が献金という形で政党・政党支部に還流している可能性がある。

(2)効果

- ・ ある特定の企業・団体のための立法ではなく国民全体にとって好ましい政治が行われるようになる。
- ・ 真に正しい補助金の配布、政策減税等が行われるようになる。

法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するものとする。

政党・政治団体への政治資金の流れ



【参法 6】

文通費使途公開・日割支給法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景>

- ①現行の制度では、国会議員に支給される文書通信交通滞在費について、その使途の報告や公開が義務付けられていない。
- ②現行の制度では、文書通信交通滞在費は、月割りで支給されており、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期满限、解散、死亡等の事由が発生した場合であっても、その月分の文書通信交通滞在費が全額支給されている。

- ①国会議員は文書通信交通滞在費の使途を議長に報告しなければならないこととするとともに、議長は報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこととする。
- ②文書通信交通滞在費について、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期满限、解散、死亡等の事由が発生した場合には、日割計算により支給することとする。

現 行

文書通信交通滞在費の使途を報告・公開することを義務付ける規定がない。

文書通信交通滞在費は、月割りで支給されている。

改 正 法

- ・国会議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告しなければならない。
- ・議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならない。

文書通信交通滞在費について、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期满限、解散、死亡等の事由が発生した場合には、日割計算により支給する。

※文書通信交通滞在費…公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため支給される手当（国会法第38条及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条第1項）

議員歳費削減法案

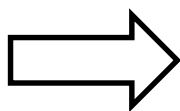
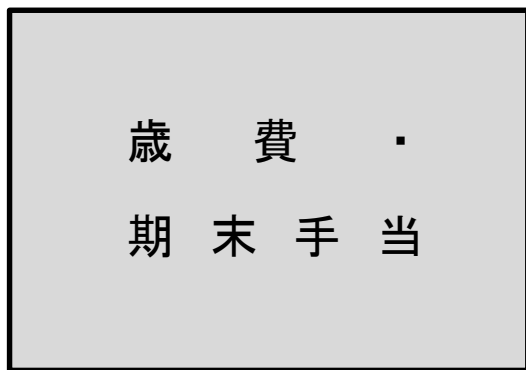
【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

＜立法の背景＞

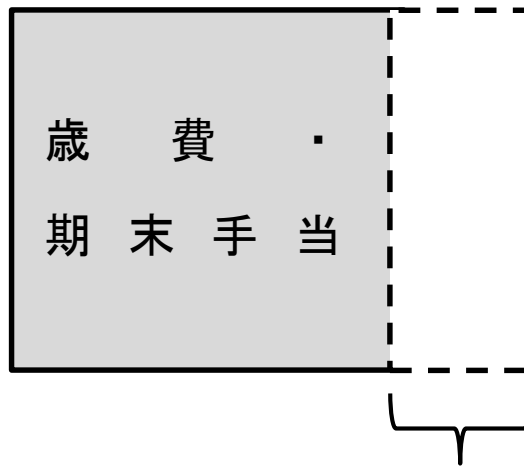
身を切る改革の一環として国会議員の歳費及び期末手当を削減する必要がある。

国会議員の歳費及び期末手当について、当分の間、2割削減するものとする。

現 行



改 正 法



2 割削減

【参法 8】

議員歳費・手当の返納を可能とする法案

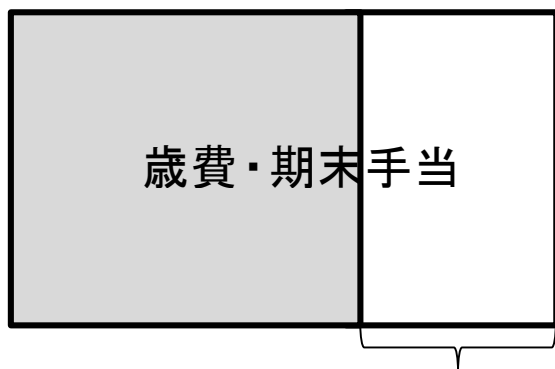
【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景>

現行の制度では、国会議員の歳費や期末手当を国庫に返納することは公職選挙法の寄附禁止の規定に抵触するため、国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することができない。

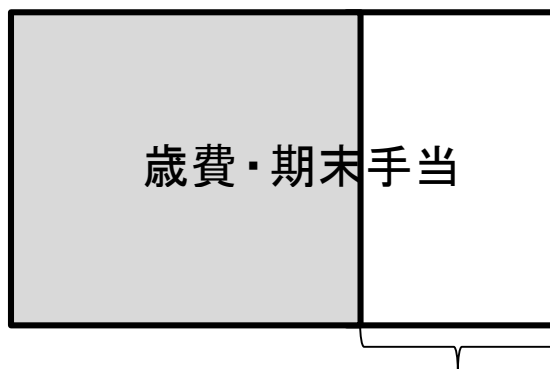
当分の間、国会議員が歳費及び期末手当を国庫に返納する場合には、公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととする。

現 行



国庫に返納することができない
(公職選挙法に抵触)

改 正 法



国庫に返納することができる
(公職選挙法の適用除外)

【参法 9】

国家公務員総人件費 2 割削減法案

【国家公務員の総人件費の総額の削減の推進に関する法律案〔新規立法〕】

立法の背景・趣旨

我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠である。

→ 国家公務員の総人件費を削減する必要がある。

目的

国家公務員の総人件費を削減するために必要となる施策について、国の責務、基本方針等を定めることにより、これを総合的に推進する

国の責務

国は、国家公務員の総人件費を削減するための施策を推進する責務を有する

国家公務員の総人件費の削減の基本方針

国家公務員の総人件費は、次に掲げるところにより、施行後 5 年度以内に平成 26 年度当初比で 2 割以上削減するものとする

(1) 人員削減

- ① 国の出先機関（地方支分部局）の統合・廃止・合理化により、施行後 3 年度以内に 2 万人以上を、施行後 5 年度以内に 3.5 万人以上を、純減させるものとする
- ② その他の方法により、施行後 5 年度以内に、更に 2 万人以上を、純減させるものとする

(2) 給与等の削減

- ① ②に先行して、国家公務員の給与等を平均して平成 26 年度当初比で 10% 以上削減するものとする
- ② 人事院勧告方式の見直し（常時使用する従業員の数が 1 人以上の民間の事業者の賃金実態に基づき、国の財政状況を踏まえるようにする）を行い、国家公務員の給与等に反映させるものとする

実施計画

政府は、基本方針に即して、行政機関の職員の総人件費の削減の実施のための計画を策定しなければならない

法制上の措置等

政府は、基本方針及び実施計画に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない

総人件費削減推進本部

行政機関の職員の総人件費の削減を総合的・集中的に推進するため、内閣に、総人件費削減推進本部を置く

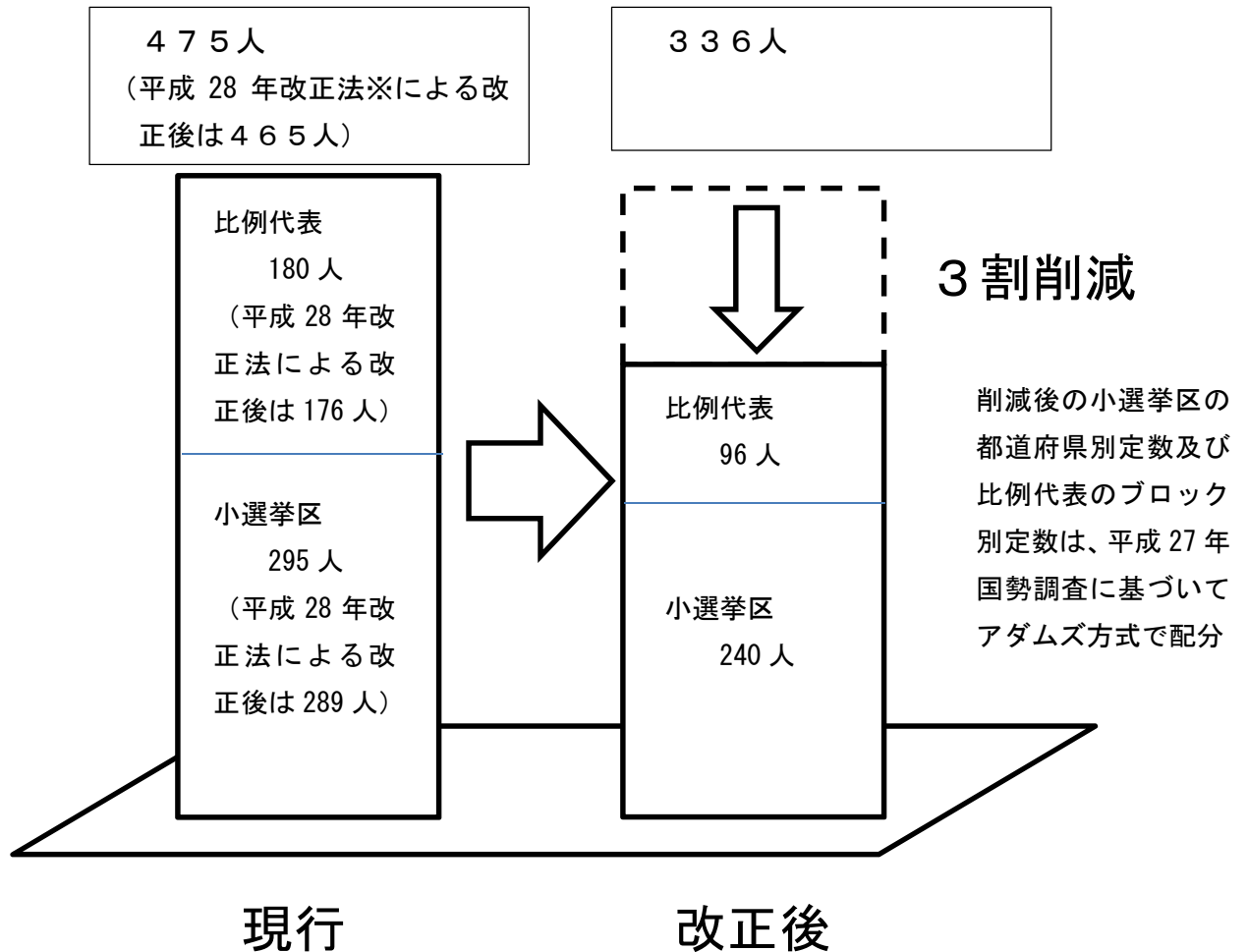
衆議院議員定数削減法案

【公職選挙法に係る改正】

立法の背景・趣旨

- ネット時代において今の議員数は多すぎる。
→ 身を切る改革の一環として衆議院議員の定数を削減する必要がある。

衆議院議員の定数をおおむね3割削減して336人とし、小選挙区選出議員を240人、比例代表選出議員を96人とするものとする。



※「平成28年改正法」＝衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年5月成立・公布）

教育無償化法案

【教育無償化等制度改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

我が国の公教育等として体系的・組織的に行われる教育については、

- ① 経済的状況にかかわらず、均等な機会が確保されるべき
 - ② 社会の発展の基盤であり、その費用を原則として社会全体で負担するべき
- 「無償化」の措置を講ずる必要がある。

次の改革のための措置を政府に義務付ける（法制上の措置は3年以内を目途）。

- ① 義務教育のほか、幼児教育、高校・大学等の教育についても、学生、保護者等の経済状況にかかわらず、授業料を負担させないものとする。

※ 授業料が一定額を超える私立学校については、支援額の上限等を設ける。

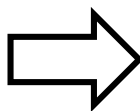
- ② 授業料以外についても、学生、保護者等の負担をできる限り軽減するものとする。

現 行

幼児教育	所得に応じ負担軽減
私立の小・中学校	自己負担
高校等	所得に応じ負担軽減(就学支援金)
大学等	自己負担

改正法

幼児教育	原則負担なし (一部私立には支援額の上限等)
私立の小・中学校	原則負担なし (一部に支援額の上限等)
高校・大学等	国公立：負担なし 私立：原則負担なし (一部に支援額の上限等)



※ 幼児教育 … 幼稚園・こども園における教育のほか、保育所における保育を含む。

※ 上記のほか、専修学校等の課程については、我が国の公教育と同様に体系的・組織的に行われるものであれば対象とする。

【参法 12】

公職に係る二重国籍禁止法案

【公職選挙法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

二重国籍の可能性のある者が国会議員となっている事例がある。

→ 外国籍を有する者は原則として国会議員の被選挙権を有しないこととするとともに、有権者の判断に資するよう、選挙公報に外国籍の得喪の履歴等を掲載する必要がある。

- ①外国籍を有する日本国民（国籍の選択をしなければならない期間内にある者及び日本国籍の選択の宣言をした者を除く）は、衆議院議員及び参議院議員の被選挙権を有しないものとする。
- ②衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙公報の掲載事項として、外国籍の得喪の履歴（外国籍を有する者にあつては国籍の選択をすべき期間内にある旨又は日本国籍の選択の宣言をした旨を含む）を明記すること。

現 行

国会議員の被選挙権に係る国籍要件

- ・ 日本国民

国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項

【選挙区選挙】

候補者の氏名・経歴・政見等

【比例代表選挙】

名簿届出政党等の名称・略称・政見、名簿登載者の氏名・経歴等

改 正 法

国会議員の被選挙権に係る国籍要件

- ・ 日本国民
- ・ 外国籍を有する日本国民（国籍選択期間内にある者及び国籍選択宣言をした者を除く）は被選挙権を有しない

国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項

【選挙区選挙】

候補者の氏名・経歴・外国籍の得喪の履歴・政見等

【比例代表選挙】

名簿届出政党等の名称・略称・政見、名簿登載者の氏名・経歴・外国籍の得喪の履歴等

【参法 13】

国の行政機関の職員に係る二重国籍禁止法案

【外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

現行では、外務公務員を除き、二重国籍の者が国の行政機関の職員になることを禁止する法的根拠がない。

→ 下記4の法制の整備が行われるまでの間の措置として、国の行政機関の職員が日本の国籍のほか外国の国籍を有することについて、その欠格事由に関する特別措置を定める。

1 特定職員（※1）は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、外国の国籍を有することができない。（※2）

（※1）特定職員：国の行政機関の職員（公権力の行使や、重要施策に関する決定を行い、又はこれらに参画する職員など）

（※2）国会議員である国の行政機関の職員、外務公務員については、それぞれ、公職選挙法、外務公務員法に定めるところによる。

【例外】①特定職員となる前に国籍法14条2項による国籍選択の宣言をした者

②国籍法14条1項の国籍選択の期間内にある者

③特定職員となった後の国籍選択の期間内に国籍選択の宣言をした者

2 特定職員が1に該当するときは、他の法令の規定にかかわらず、任命権者は、当該特定職員を罷免し、又は免職するものとする。

【例外】 特定職員となった後で、かつ、国籍選択の期間経過後に国籍選択の宣言をした者であって、やむを得ない事情がある場合

3 1の例外に当たる者のうち国籍選択の宣言をした者及び2の例外に当たる者は、速やかに、外国の国籍の離脱のための措置をとらなければならない。

4 政府は、国の行政機関の職員の国籍に係る欠格事由の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制の整備を行うものとする。

5 施行期日等

(1) 一部を除き、公布日から6月を経過した日から施行する。

(2) この法律の施行の際現に外国の国籍を有する特定職員について、所要の経過措置を設ける。

(3) 国の行政機関の職員以外の公務員の国籍に係る欠格事由の在り方については、それぞれの職務の特性等を踏まえ、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【参法 14】

被選挙権年齢 18 歳引下げ法案

【公職選挙法・地方自治法の改正】

<立法の背景・趣旨>

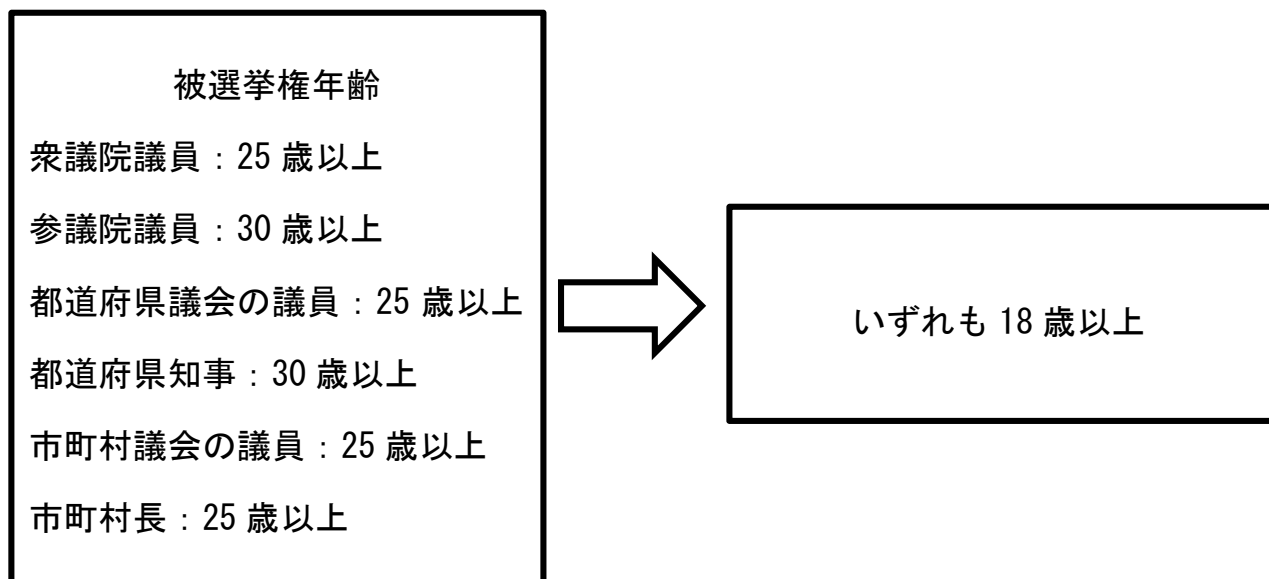
選挙権年齢の 18 歳以上への引下げにより、若年者の政治参加が拡大した。

→ 若年者の政治参加を更に拡大する必要がある。

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の被選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げるものとする。

現 行

改 正 法



※民法の成年年齢の 18 歳以上への引下げに合わせて施行するため、別に法律で定める日から施行。

【参法 15】

国会での自由討議復活法案

【国会法の改正】

<立法の背景・趣旨>

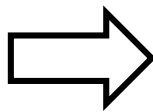
自由討議の制度は、昭和 30 年に廃止されている。

→ 国会の活性化のため、自由討議の制度を復活させる必要がある。

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも 3 週間に 1 回その会議を開くことを要することとする。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでないこととする。

現 行

自由討議について定める規定がない。



改 正 法

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも 3 週間に 1 回その会議を開くことを要する。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでない。

商工中金・政投銀完全民営化推進法案

【政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案〔新規立法〕】

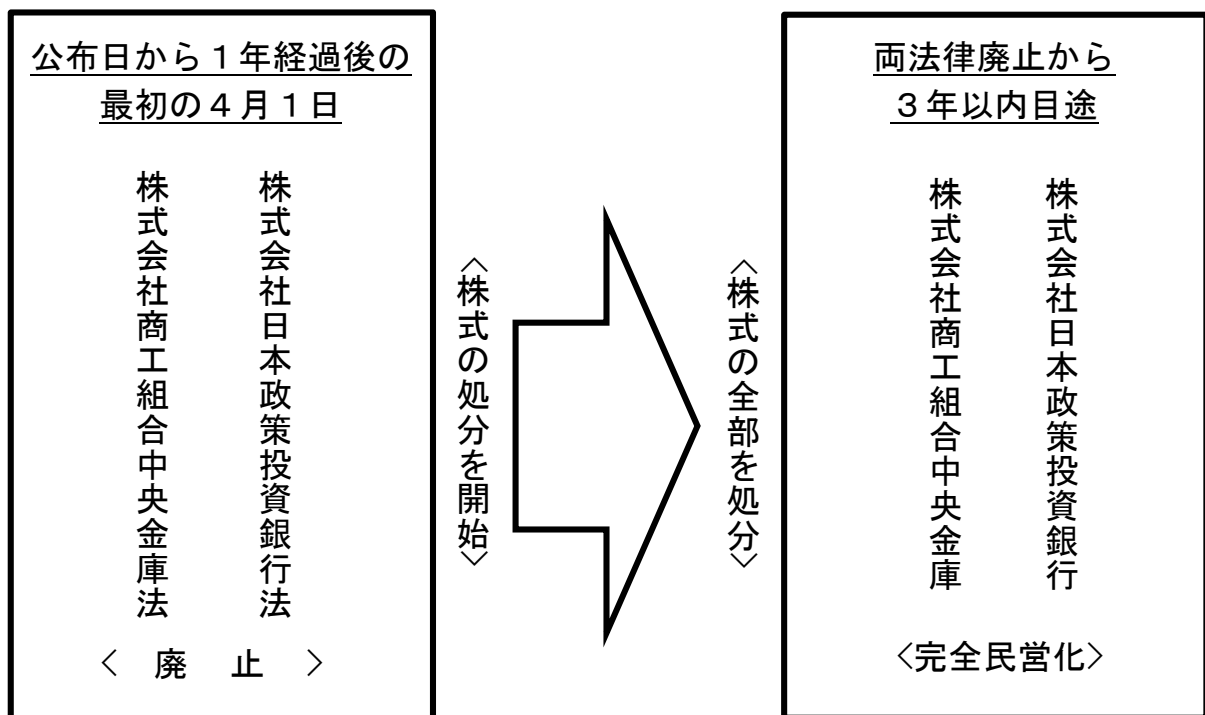
〈立法の背景・趣旨〉

政策金融改革が当初の計画どおりに進行していない状況。

→ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の完全民営化を早期に実現し、必要な政策金融改革の着実な達成を図る。

- ① 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、この法律の公布の日から1年経過後の最初の4月1日に、廃止すること。
- ② 政府は、その保有する両株式会社の株式について、市場の動向を踏まえつつ、両法律廃止から3年以内を目途として、その全部を処分するものとする。

※ 危機対応業務については、その実施を担う金融機関の確保等について、政府に法制上・財政上の措置等を義務付け



UR完全民営化推進法案

【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の独立行政法人都市再生機構（UR）については、中堅勤労者向けの住宅供給、大都市への人口流入による需要圧力の緩和策としての住宅供給等という当初の政策目的が終了しており、民間と同様の家賃水準で経営していることが民業圧迫との批判を招いている。一方で、引き続き都市開発事業の中核を担うことが期待されている。

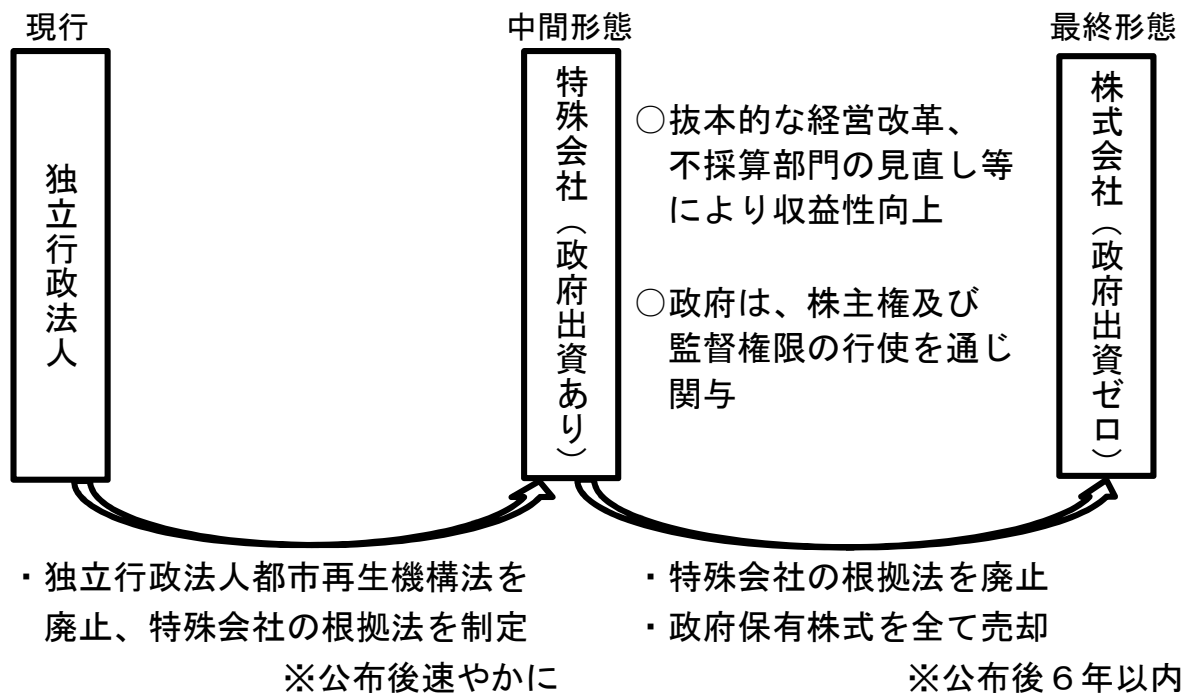
→ 健全な経営が可能となる形でURを完全民営化する必要がある。

URの完全民営化について、基本理念及び手順を法律に明記し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを政府に対し義務付ける。

基本理念

- ・URのガバナンスを向上させることと収益性の向上により経営基盤が安定するようになることを旨とすること。
- ・公正な競争の確保に配慮して行われること。
- ・現居住者に適切に配慮して行われること。

完全民営化までの手順



地方公営企業民営化要件緩和法案

【地方自治法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

「小さな行政機構」の実現のためには、地方公営企業の民営化を促進する必要があるが、条例で定める特に重要な公の施設の廃止については、議会の出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされている。

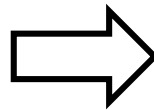
→ 民営化等によるものについては、議会における議決要件を出席議員の過半数に緩和する必要がある。

議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされる条例で定める特に重要な公の施設の廃止について、公の施設であった施設が地方公共団体の行う企業の民営化等により当該地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認めるときを除くものとする。

現 行

改 正 法

条例で定める特に重要な公の施設の廃止については、議会の出席議員の3分の2以上の者の同意が必要



公の施設であった施設が地方公共団体の行う企業の民営化等により当該地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認める場合には、出席議員の過半数による議決で足りる

株式会社等の農地所有解禁法案

【農地法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、農地所有適格法人以外の法人は、農地の所有権を取得できず、農地を借入れるにも特別の要件を満たす必要がある。

→ 農業分野への新規参入の障壁となっている農地所有に係る既得権益を打破することにより、農業の成長産業化を図り、将来的に良質で安価な農作物の供給等消費者の利益に資する農業を実現する。

株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁する。

現 行

改 正 法

農地所有適格法人以外の法人の農地所有は不可

※農地所有適格法人

- ・法人形態： 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
- ・事業内容： 主たる事業が農業であること。
- ・議 決 権： 農業関係者が総議決権の過半を占めること。
- ・役 員： ① 役員が農業の常時従事する構成員であること。
② 役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に従事すること。

法人の農地の借入れにおける制限あり

※以下の要件を満たさなければ借入れできず。

- 貸借契約に解除条件（農地を適切に利用しない場合に契約を解除）が付されていること。
- 他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。

関係規定を全て削除

【参法 20】

成果給への転換（ホワイトカラーエグゼンプション導入）法案

【労働基準法及び労働安全衛生法の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと考えられる業務に従事する労働者にも、労働基準法の労働時間規制が適用されることにより、働き方が限られてしまっている。

→ ホワイトカラーエグゼンプションを導入し、労働時間ではなく仕事の成果で評価する働き方を可能とする必要がある。

従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと考えられる業務に従事する労働者について、労使委員会の決議等を要件に、労働基準法の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用除外とする。

政府案 (※)

維新案

・ 高度の専門的知識を必要とし、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務

・ 対象労働者の年収は全労働者の平均給与額の 3 倍 を相当程度上回る額以上 (少なくとも 1000 万円以上)

・ 以下の健康確保措置を講ずる

① 厚生労働省令で定める方法による健康管理時間の把握

② インターバル措置等一定の法定措置のうちから労使委員会及び就業規則等で定める措置

③ 厚生労働省令で定める事項のうちから労使委員会で定める措置

・ 労使委員会の決議、使用者の労働基準監督署への届出及び本人の同意が要件

・ 従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務のうち 労使委員会で決議した業務

・ 対象労働者の年収は全労働者の平均給与額の 2 倍 を相当程度上回る額以上 (およそ 700 万円以上)。

ただし、以下の場合も対象。

① 成果に応じて給与額が 3 倍以上変動し、その下限が全労働者の平均給与額を相当程度上回る額以上の場合

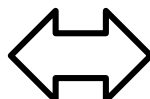
② 給与額にかかわらず、ストックオプションが付与されている場合

・ 以下の健康確保措置を講ずる

① 厚生労働省令で定める方法による健康管理時間の把握

② 厚生労働省令で定める事項のうちから労使委員会で定める措置

・ 労使委員会の決議、使用者の労働基準監督署への届出及び本人の同意が要件



※労働基準法等の一部を改正する法律案（第 189 回国会閣法第 69 号）に基づく、高度プロフェSSIONナル制度

【参法 21】

解雇ルール明確化法案

【労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

解雇に関するルールが不明確であること等が、解雇をめぐる紛争の発生やその解決の長期化の要因となっているだけでなく、対内直接投資等の阻害要因となっているといわれている。また、正社員の解雇が困難であるため、成長産業への労働移動が停滞しているといわれている。
→ 労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進する必要がある。

労働契約の終了に関するルールの明確化を図るとともに、金銭解決制度の導入をはじめとする労働契約の終了に関する紛争解決制度の活用等について必要な施策を講ずる。

基本理念

- ・ 解雇その他の労働契約の終了に関する紛争の未然防止を図るとともに、その適切かつ迅速な解決を図る。
- ・ 対内直接投資等の増大等による雇用機会の拡大及び成長産業への労働移動の促進に寄与する。

講ずべき施策

①労働契約の終了の在り方に関する指針の策定等

国は、解雇に係る判決、和解、労働審判、都道府県労働局等によるあっせん等の事例及び合意解約の事例の収集、整理及び分析を行うことにより、労働契約の終了の在り方に関する指針を策定し、並びにこれを公表する等必要な施策を講ずる。

②解雇が無効とされた場合における金銭解決制度の導入

国は、解雇が無効とされた場合において事業主からの金銭の支払を条件として労働契約を終了させる制度を導入するために必要な施策を講ずる。

③将来の紛争に係る仲裁手続の利用

国は、解雇その他の労働契約の終了に関する紛争について、将来において生ずる紛争を対象とする仲裁合意に基づく公正な仲裁手続を利用できるようにするために必要な施策を講ずる。

④訴訟手続によらず紛争の解決を図る制度の一層の活用

国は、解雇その他の労働契約の終了に関する紛争について、都道府県労働局等によるあっせんへの参加の促進その他訴訟手続によらずに紛争の解決を図る制度が一層活用されるために必要な施策を講ずる。

⑤解雇の要件の在り方についての調査研究等

国は、解雇の要件の在り方について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。

法制上の措置等

政府は、法制上の措置等を講ずる。

【参法 22】

介護規制の地方分権化法案

【地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案 〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。

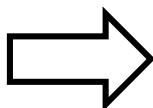
→ 条例で、地域の事情に応じた基準を定めることができるようにする必要がある。

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 施設及び事業に係る介護保険・障害者支援給付・児童福祉法上の給付の適用対象としての基準

現 行

国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。



新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。

「身を切る改革」による復興財源捻出法案

【大規模災害からの復興に関する法律の改正】

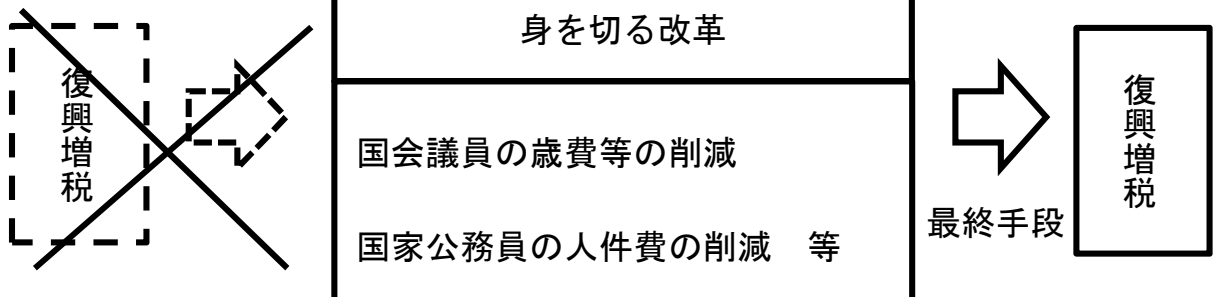
＜立法の背景・趣旨＞

東日本大震災の復興の財源の捻出については、いわゆる「身を切る改革」が十分に行われないうちに、復興増税が行われている。

→ 大規模災害からの復興の財源の捻出については、まず可能な限り「身を切る改革」によるものとし、安易に復興増税を行わないものとする必要がある。

大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費等の削減、国家公務員の人件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。

国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用しても、なお不足



【参法 24・25】

保育所設置基準の分権化と保育士資格の多様化を図る法案 【地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 〔新規立法〕】 【児童福祉法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

- ① 保育サービスに係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。
 - ② 保育所に係る深刻な保育士の不足が、待機児童問題の大きな原因となっている。
- 条例で、保育士不足に対応しつつ保育の体制の整備を図りながら、地域の事情に応じた基準を定めることができるようにする必要がある。

1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案

保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準

2 児童福祉法の一部を改正する法律案

都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポーター）の制度を設ける。

現 行

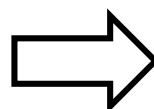
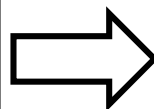
国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。

保育士以外の保育従事者については、定めがない。

新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。
※参酌基準で、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

保育サポーター制度を新設



幹部国家公務員を特別職とする法案 【内閣法、国家行政組織法等の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、事務次官、局長などの幹部国家公務員は、一般職の職員として位置付けられ過度の身分保障を受けており、政治主導による任用がなされていない。

→ 幹部国家公務員を特別職と位置づけ、政治任用を可能とする必要がある。

- ① 幹部職員（事務次官、局長等）を特別職の国家公務員とする。
- ② 幹部職員の任免のほか、法令遵守、守秘義務、営利事業からの隔離、退職管理等の所要の規定を整備する。

現 行

幹部職員（事務次官、局長等）は、
一般職の国家公務員



本 法 案

特別職の国家公務員とした上で、
任免のほか、法令遵守、守秘義務、
営利事業からの隔離、退職管理等
の所要の規定を整備する。

※人事院、会計検査院、行政委員会、
警察庁、検察庁、公安調査庁以外の
実施庁等は対象外。

国家公務員法改正案

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、年功序列的な人事が事実上行われていること、人事評価において相対評価が徹底されていないことなどにより、国家公務員は過度の身分保障を受けている。

→ 大阪府職員条例などを参考に、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 現行法にある年功序列人事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。
- ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。

現 行

改 正 法

① 年功序列人事を排除する趣旨の規定がある



① 年功序列人事を排除する趣旨をより明確化する

② 人事評価の方法について、具体的な規定がない



② 人事評価において相対評価により行うことを法律上明記

幹部地方公務員政治任用法案

【地方自治法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

地方公共団体の長が選挙で約束した政策をより実現できるよう、地方公共団体の長主導の行政運営のためのトップマネジメント体制の構築を可能とする。

→ 地方公共団体の「部局長」について、特別職として政治任用を可能とする必要がある。

- ①地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができるものとする。
- ②①の議会の同意を得て選任された地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等については、副知事及び副市町村長と同様に、任期を4年とし（任期中の解職も可能）、兼職等を禁止するものとする。

現 行

長の直近下位の内部組織の長
(部局長) 等

: 一般職

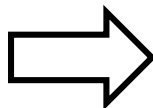
- ・ 能力の実証に基づく任用
- ・ 身分保障あり
- ・ 職務専念義務等

改 正 法

長の直近下位の内部組織の長
(部局長) 等

: 条例で定めたときは、議会の
同意を得て選任 (特別職)

- ・ 政治任用
- ・ 任期4年で、任期中の解職も可能
- ・ 兼職等の禁止



歳入庁設置による業務効率化等推進法案

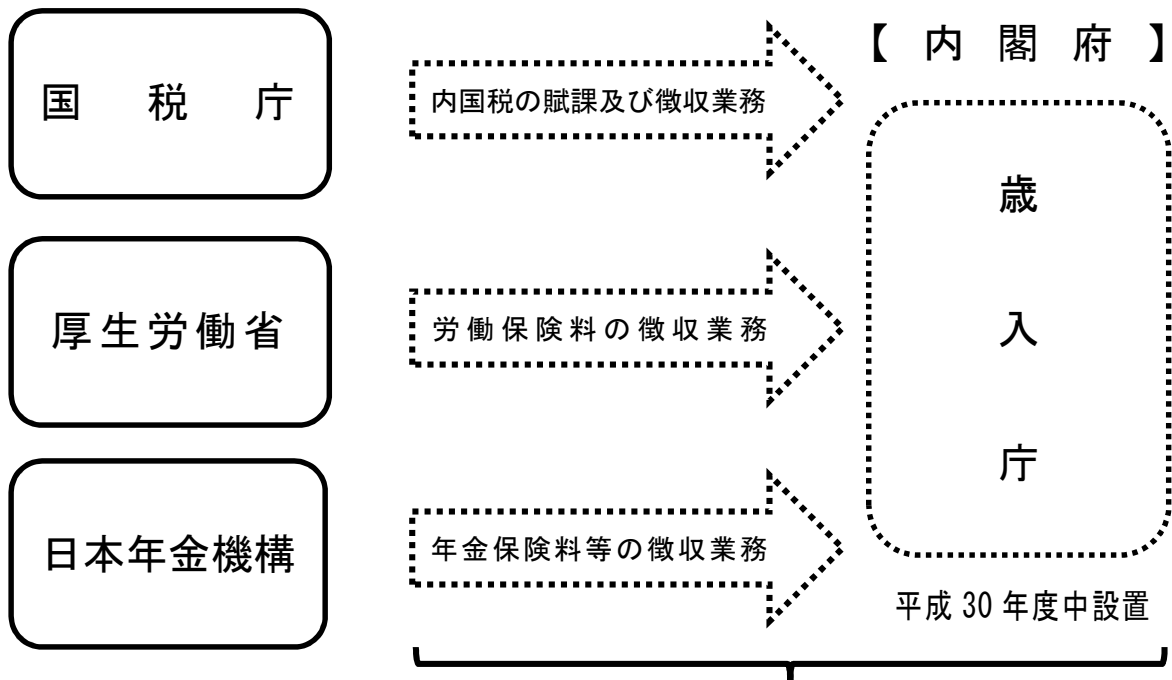
【歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務がそれぞれ異なる主体により行われているところ、当該業務の効率化、これらの納付を行う者の利便性の向上及びこれらの納付の状況の改善が課題となっている。

→ 政府は、当該業務を一元的に行う歳入庁を設置し、当該業務の効率化の推進等を図る必要がある。

- ① 内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- ② 歳入庁は、平成 30 年度中に置かれるものとする。
- ③ 内国税の賦課及び徴収、労働保険料の徴収、年金保険料等の徴収等に関する業務については、歳入庁において一元的に行うものとする。



必要な法制上の措置を政府に義務付け

【参法 30】

道州制導入等の統治機構抜本改革法案

【道州制への移行のための改革基本法案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

「我が国のかたち」（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造）を新たなものに転換することが喫緊の課題となっている。

→ 「道州制への移行のための改革」（地方自治の仕組みを道州と市町村との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革）を総合的に推進する必要がある。

第1 目的

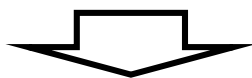
道州制への移行のための改革について、基本理念及び基本方針、その実施の目標時期等を定めることにより、これを総合的に推進する。

第2 基本理念及び基本方針

(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等を法律に規定。

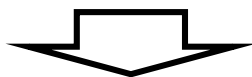
第3 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

内閣に推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。



道州制国民会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議。

⇒諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申。



政府は、2年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施。



道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。

(この法律の施行後10年以内を目標)

消費税増税凍結法案

【消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率の引上げについては、景気の現状や身を切る改革等がなされていないことに鑑みると実施すべき時期ではなく、軽減税率制度についても、国民の間に不公平感が残る上、将来の税率の引上げにつながりかねないといった問題がある。

→ 政府は、消費税の税率の引上げを凍結するとともに、軽減税率制度を廃止する必要がある。

- ① 政府は、消費税の税率の10%への引上げの期日を「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- ② 消費税の税率の引上げに当たっては、歳出の削減を図るために必要な措置を講ずること。
- ③ ①の「別に法律で定める日」については、経済状況、歳出の削減の成果等を総合的に勘案して検討するものとし、その結果に基づいて定められるものとする。
- ④ 政府は、消費税の軽減税率制度を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

現 行

1	引上げ期日 平成31年10月1日
2	軽減税率制度 1の期日に導入



消費税増税凍結法案

〔政府に次の措置を義務付け〕

1	引上げ期日 「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置
2	軽減税率制度 廃止するために必要な法制上の措置

周波数オークション法案

【電波法の改正】

<立法の背景・趣旨>

周波数帯によっては、電波が有効に利用されていない。

→ 電波の有効利用を促進するため、無線局の免許手続としてオークション制を導入する必要がある。

①総務大臣は、電波の需給のひっ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して総務省令で定める無線局の免許等（基幹放送局に係るものを含む）について、競争により、その申請を行うことができる者を選定するものとする。

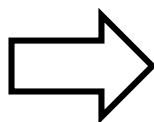
②総務大臣は、①の総務省令の制定又は改廃については、電波監理審議会に諮問しなければならないものとする。

現 行

無線局の免許手続における競願時の選定手続：比較審査方式※

（※免許人としての優劣を比較して、免許を付与する。）

・ 免許の有効期間は、5年以内



改 正 法

総務省令で定める無線局の免許手続（基幹放送局に係るものを含む）として、オークション方式※を義務付け

（※オークションの競落者が無線局の免許等の申請を行うことができる。）

・ オークションを経た免許の有効期間は、15年以内

・ オークションを経た免許人からは、電波利用料を徴収しない（競落金を納付）

【参法 33】

医療・介護・保育における法人制度改革法案

【医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

現行では、民間による医療の事業は主として医療法人が、介護・保育関係の事業は主として社会福祉法人がそれぞれ担っているが、社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっている。

→ この課題に対処するため、医療、介護及び保育に係る事業を営む法人に係る制度の改革を行う必要がある。

I 国は、次の施策その他の医療、介護及び保育に係る事業を営む、又は営もうとする法人について社会経済情勢の変化に対応した適切な経営形態を選択することができるようにするための施策を講ずるものとする。

1 医療、介護及び保育に係る事業を営む法人に係る次の事項に関する施策

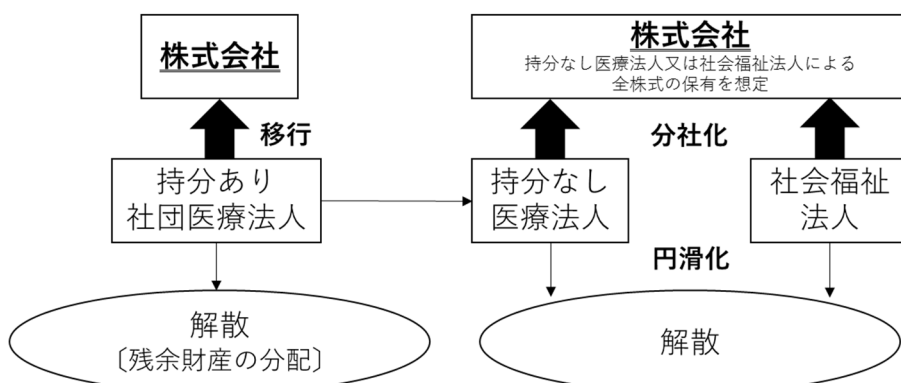
- ① 持分あり社団医療法人の株式会社化
- ② 持分なし医療法人・社会福祉法人の分社化
- ③ 持分なし医療法人・社会福祉法人の解散の円滑化

2 医療、介護及び保育に係る事業への株式会社の参入を阻害する障壁の除去に関する施策（法律上の直接の障壁については、医療法等の一部を改正する法律案により措置）

II 国は、医療、介護及び保育に係る事業を営む法人に係る財政援助の制度、税制等の見直しその他の同種の医療、介護及び保育に係る事業を営む法人間における経営条件の公平性を確保するための施策を講ずるものとする。

→ I 及び II の施策に係る法制上の措置等は、施行後3年以内に講ぜられるものとする。（※施行期日：公布の日）

<適切な経営形態の選択のための施策のイメージ>



【参法 34】

医療・介護における株式会社の参入に係る障壁除去法案 【医療法等の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

現行では、営利目的での病院等及び介護老人保健施設の開設はできず、また、社会福祉法人以外の民間の者は養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを設置することができないこととされていることから、株式会社の参入ができない。

→ 会社等が病院の開設等を行うことができるようにする必要がある。

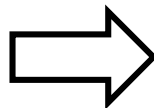
会社等による病院・診療所・助産所・介護老人保健施設の開設及び養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置に関する法律上の障壁規定を削除する。（医療法・老人福祉法・介護保険法の改正）

現 行

改正後

【病院等・介護老人保健施設】

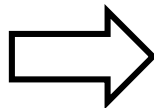
営利目的で開設しようとする者に対して、許可をしないことができる。



規定を削除

【養護老人ホーム・特別養護老人ホーム】

民間においては、社会福祉法人以外の者は設置することができない。



民間においては、社会福祉法人以外の者も、都道府県知事の認可を受けて設置することができる。

※施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

公的年金の積立方式移行法案

【世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する 法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

- ① 現行の公的年金制度においては、負担と受益に係る世代間の著しい格差が存在
- ② 世代間格差の是正は、公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠
→ 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革を行う必要がある。

1 公的年金制度の改革の基本理念

- ① 被保険者が平均寿命に達した時点において、その負担と受益がおおむね均衡する仕組み
- ② 保険料等の負担に関する各世代の理解・国民の就労形態の多様化等への適応が必要 → 一元的で、かつ、簡素で透明性の高い仕組み

2 公的年金制度の改革の基本方針

◎賦課方式から積立方式への移行→2年以内を目途に措置

- ① 被保険者が支払った保険料及びその運用収入をその者に係る公的年金給付を行うための積立金とする。
- ② 世代別年金被保険者集団（一定の期間ごとにその期間内に出生した者で構成される公的年金制度の被保険者の集団）ごとに、支払われる保険料及びその運用収入の総額と公的年金給付の総額とを均衡させる。
- ③ 全ての国民が加入する単一の制度
- ④ 保険料は、被保険者の所得を基礎とする額に、就労形態等を問わず、世代別年金被保険者集団ごとに一律に定められる保険料率を乗じて得た額とする。
- ⑤ 保険料は、事業主に負担させない（旧制度の事業主負担分を賃金引上げ）。
- ⑥ 積立金の運用は、安全で、かつ、物価の変動に対応できる複数の方法の中から被保険者が選択した方法により行う。
- ⑦ 低所得者については、給付付き税額控除の導入までの間に限り、保険料の減免の措置等を講ずる。

災害復旧復興地方主導法案

【災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による 要請に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

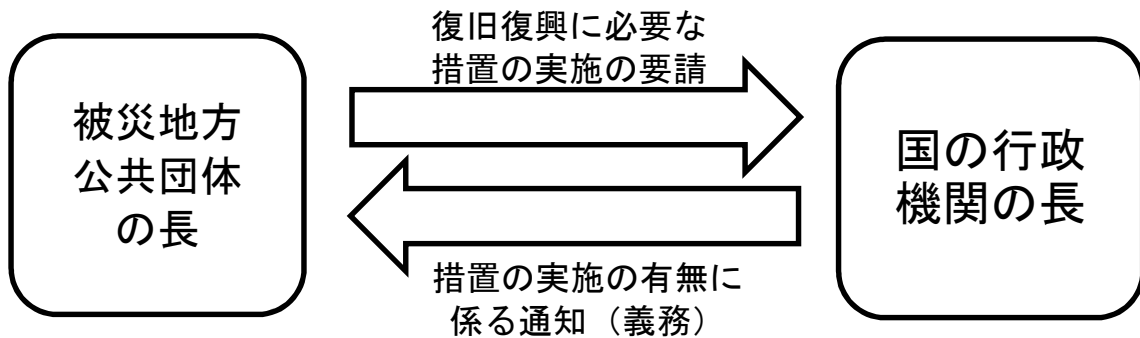
災害からの復旧復興においては、被災地方公共団体が最も現場の状況・ニーズを把握している。

→ 災害からの復旧復興については、被災地方公共団体のニーズをより反映させることができるようにするため、当該被災地方公共団体の長からの要請に基づき国又は都道府県に一定の対応を義務付ける仕組みが必要である。

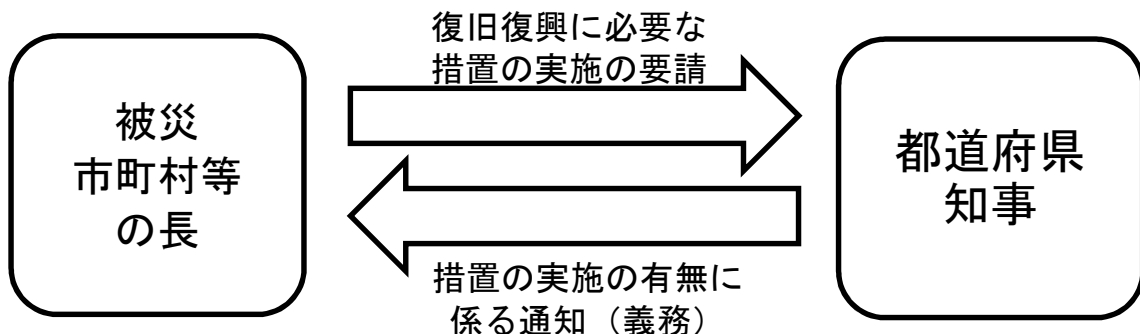
被災地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対して復旧復興に必要な措置の実施を要請することができることとし、当該国の行政機関の長又は都道府県知事は、下記の事項を、遅滞なく、当該被災地方公共団体の長に通知しなければならないこととする。

- ① 当該要請に基づき復旧復興に関し必要な措置を実施するときは、その旨
- ② 当該要請に係る措置を実施しないときは、その旨及びその理由

国の行政機関の長に対する要請



都道府県知事に対する要請



地方教育行政改革推進法案

【地方教育行政改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっている。

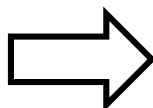
→ 教育行政について、地方の自由度を上げ、地方の判断で適切な体制を選択できるようにする必要がある。

次の項目について、検討・必要な法整備等を政府に義務付ける（3年の集中改革期間を設定）。

- (1) 教育行政における国・地方の役割分担
- (2) 教育委員会・指導主事の要否、校長の職務権限の強化等につき、地方公共団体の選択に委ねる制度

現 行

教育行政の組織・権限配分について、地方の自由度が低い。



改 革 内 容

次の点の制度改革を推進

- (1) 国・地方の役割分担
- (2) 次の点につき地方の選択制に
 - ① 教育委員会・指導主事の要否
 - ② 首長と教育委員会の権限配分、校長の職務権限の強化
 - ③ 公立学校の設置・管理の基準
 - ④ 校長・教職員の任用・人事評価・服務・処分
 - ⑤ 学校運営に係る協議機関の権限・構成員 など

安全保障上重要な土地取引の規制法案

【国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

防衛施設周辺や国境離島の土地等が、外国人等その地域と関係のない者に売却されるなどし、我が国の安全保障を脅かしかねない事態が生じている。

→ 国家安全保障上重要な土地等の取引等について規制を設ける必要がある。

その取引等が国家安全保障上支障となるおそれがある重要な土地について、その取引等に対し必要最小限の規制を行うことにより、我が国の平和・安全を確保することとする。

- ①防衛施設、原子力施設など国家安全保障上重要な施設の敷地及び周辺区域
 - ②国境離島の区域
- のうち、次のような区域を内閣総理大臣が指定

第一種重要国土区域

土地取引等※が国家安全保障上重大な支障となるおそれがある区域

※取引等…土地の売買等の権利移転や開発行為

規制(3年以下懲役・300万円以下罰金(法人は1億円以下))

- ・取引等の事前届出を義務付け
→問題がある場合、変更・中止勧告、変更・中止命令
- ・事前届出が困難な取引等(相続など)については事後報告を義務付け

買取り

取引等の変更・中止命令を受けた者から国に対し、土地等の買取りの申出があった場合、国による買取り

第二種重要国土区域

土地取引等が国家安全保障上支障となるおそれがあるため、取引等の状況を把握する必要がある区域

規制(6月以下懲役・100万円以下罰金)

取引等の事後報告を義務付け

収用・使用

- ・国家安全保障上特に重要であり、国が直接管理すべき場合は、収用・使用が可能
- ・収用・使用を認定した場合、収用・使用すべき土地等の所在等を告示・公告・縦覧

重要国土基礎調査

第一種・第二種重要国土区域内にある土地について、所有者、地番・地目、利用実態等に関する調査及び境界・地積の測量を実施

重要な水源を守るための規制等についての検討

政府は、施行後3年以内に、重要な水源を守るための土地の取引、利用等に関する規制等について検討・その結果に基づき必要な措置

水源の保全等に係る森林の土地取引の規制法案

【森林法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

外国人や外国資本による森林の買収が各地で進められており、国民生活に必要な水源の保全その他の多面的な機能を持つ森林が大きな脅威に晒されかねない事態が生じている。現行の森林法には、新たに森林の土地所有者となった者の市町村への事後届出制度等が設けられている（平成 23 年度森林法改正で新設）。一方、地方公共団体においては、現在 17 の道県で、特定の森林等の土地利用について事前届出の義務を課す条例が制定されている。

→ 多面的な機能を持つ森林の保全の重要性に鑑み、法律上、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の取引について、事前の届出を義務付ける等の必要がある。

保安林等の土地の所有権の移転の届出

1 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該所有権の移転に係る契約を締結する日の農林水産省令で定める日数前までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。

※ 所有権の取得を目的とする権利を行使しようとする場合も、同様とする。

2 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の所有権の変動があった場合には、当事者は、農林水産省令で定める日までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。

3 1 又は 2 に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の罰金に処すること。

検討

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律による改正後の森林法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平和安全法制への対案①（自衛隊法等）

【合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の改正】

<立法の背景・趣旨>

平和安全法制整備法により、自衛隊法等について、防衛出動の要件を見直し、存立危機事態に関する改正が行われた。しかし、存立危機事態の要件があいまいなため、自衛権の行使に歯止めがかかっていないという問題がある。

→ 存立危機事態に代えて、具体的かつ外形的な防衛出動の要件を定める合衆国軍隊等防護事態を設けるなど所要の改正を行う必要がある。

- ① 自衛隊の防衛出動の要件について、あいまいな「存立危機事態」に代えて、具体的かつ外形的な「合衆国軍隊等防護事態」を規定する。
- ② 事態対処法について、合衆国軍隊等防護事態への対処に関する基本理念、対処基本方針の国会承認等に関する規定を整備する。
- ③ 国民保護法について、合衆国軍隊等防護事態武力攻撃からの国民の生命等の保護のための措置を追加する。

現 行

改 正 案

存立危機事態…我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

合衆国軍隊等防護事態…条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態

【事態対処法】

- ・ 存立危機事態への対処に関する基本理念

【事態対処法】

- ・ 合衆国軍隊等防護事態への対処に関する基本理念
- ・ 防衛出動時の国会承認の場合の国会への情報提供

【国民保護法】

存立危機事態においては適用なし

【国民保護法】

合衆国軍隊等防護事態武力攻撃からの国民の生命等の保護のための措置を追加

米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法において関連する法改正

平和安全法制への対案②（自衛隊法）

【自衛隊法の改正】

<立法の背景・趣旨>

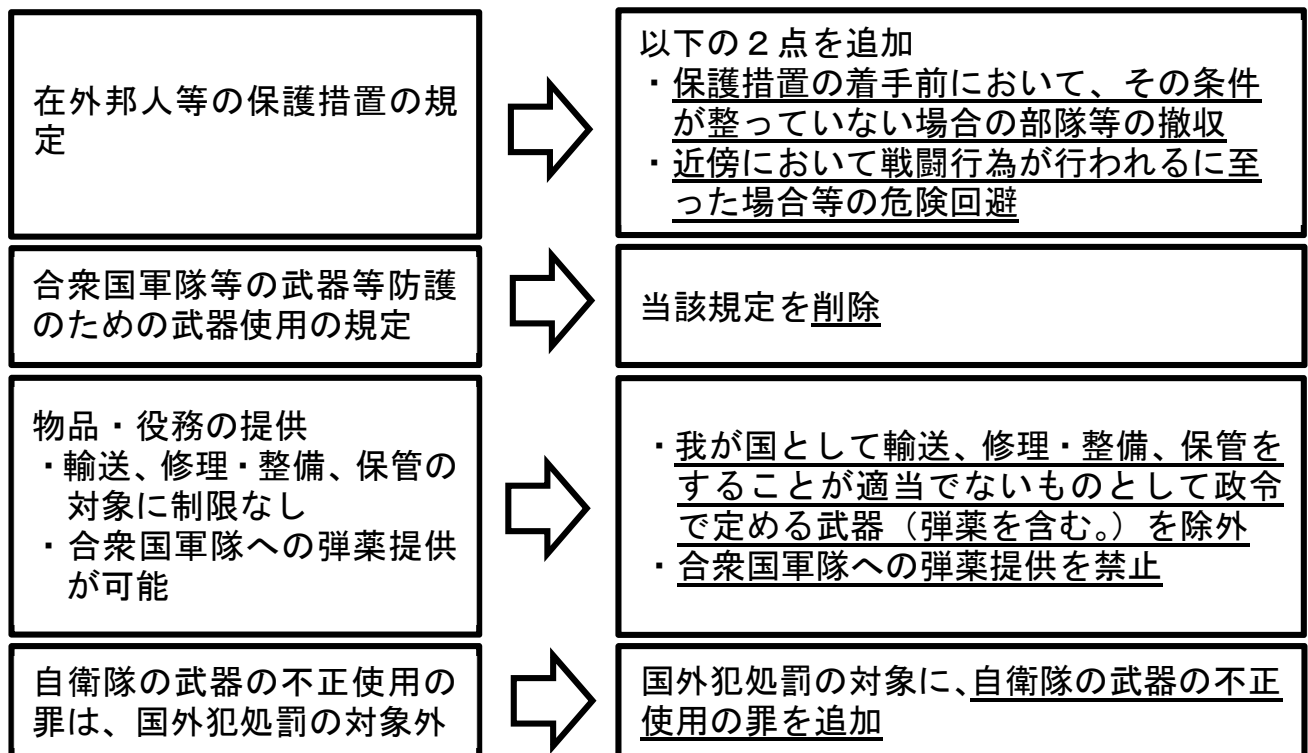
平和安全法制整備法により、自衛隊法について、防衛出動の要件の見直しのほか、在外邦人等の保護措置、合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用、合衆国軍隊等に対する物品・役務の提供及び国外犯処罰に関する改正が行われた。

→ 合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用を認めないこととする等、所要の改正を行う必要がある。

- ① 在外邦人等の保護措置について、安全確保を明確化する。
- ② 合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用の規定を削除する。
- ③ 物品・役務の提供（ACSA）について、(i) 我が国として輸送、修理・整備、保管をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を対象から除外するとともに、(ii) 合衆国軍隊に対する弾薬の提供を認めないこととする。
- ④ 国外犯処罰の対象に、自衛隊の武器の不正使用の罪を追加する。

現 行

改 正 法



平和安全法制への対案③（PKO 法）

【国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

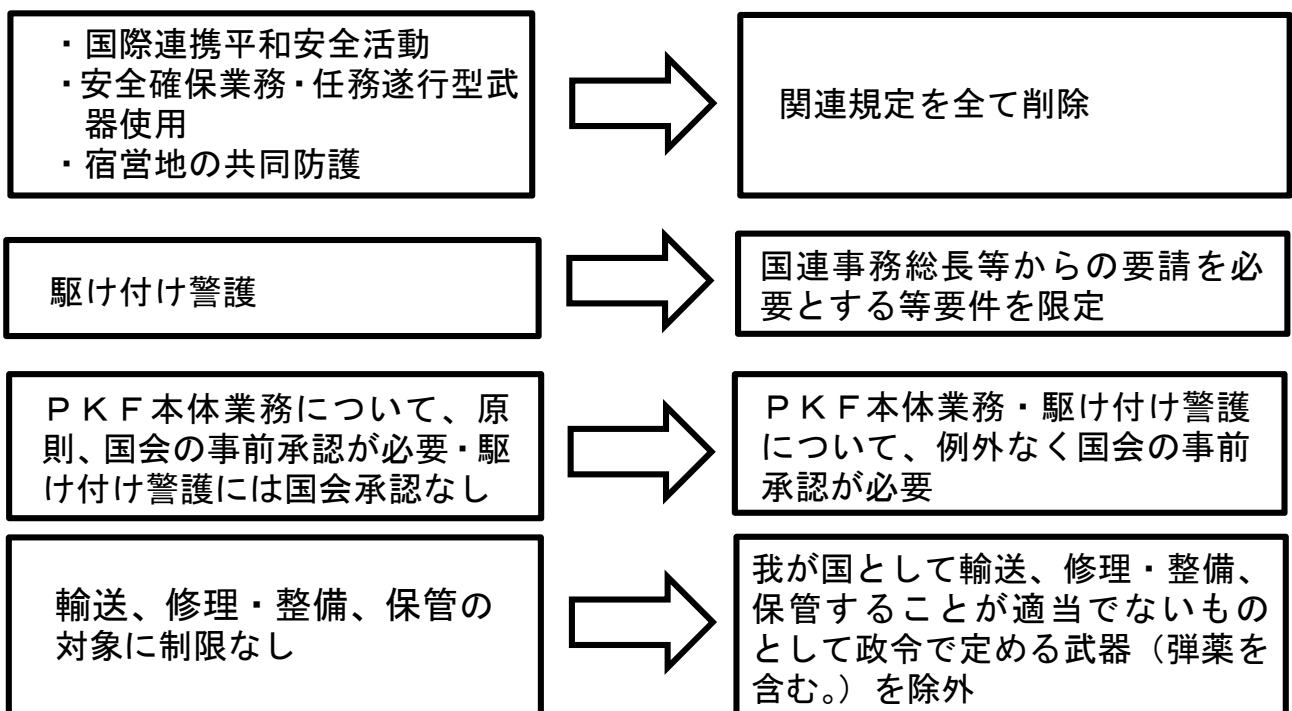
平和安全法制整備法により、PKO法について、実施可能な活動や業務の追加、武器使用権限の見直し等の改正が行われた。

→ 追加された国際連携平和安全活動を実施しないこととする等のほか、所要の改正を行う必要がある。

- ① 平和安全法制整備法で追加された、(i)国際連携平和安全活動（国連の統括下でない活動類型）、(ii)安全確保業務・任務遂行型の武器使用、(iii)宿営地の共同防護の関連規定を削除する。
- ② 駆け付け警護について、国連事務総長等からの要請を必要とする等要件を限定する。
- ③ PKF 本体業務・駆け付け警護について、例外なく国会の事前承認を必要とする。
- ④ 輸送、修理・整備、保管の対象から、我が国として輸送、修理・整備、保管をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を除外する。

現 行

改 正 法



【参法 43】

平和安全法制への対案④（周辺事態法）

【重要影響事態安全確保法・船舶検査活動法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

平和安全法制整備法により、周辺事態安全確保法・船舶検査活動法について、周辺事態概念の見直しのほか、自衛隊の活動地域の拡大、支援対象の拡大、船舶検査活動の範囲の拡大等の改正が行われた。

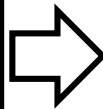
→ 重要影響事態安全確保法・船舶検査活動法について、重要影響事態を周辺事態に改めるなど改正前の状態に戻すほか、所要の改正を行う必要がある。

- ① 重要影響事態を周辺事態に改める、後方地域支援の対象を合衆国軍隊に限定するなど、重要影響事態法等の枠組みを、平和安全法制整備法による改正前の状態に戻すことを基本とする。
- ② 国会承認の対象を基本計画とし、6か月ごとの再承認を必要とする。
- ③ 対応措置従事者の安全確保の配慮規定を設ける。
- ④ 輸送、修理・整備の対象から、我が国として輸送、修理・整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を除外する。

現 行

改 正 法

- ・ 重要影響事態…我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
- ・ 合衆国軍隊・外国軍隊等に対して後方支援活動を行う
- ・ 後方支援活動・搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場以外の実施区域で行う
- ・ 船舶検査活動は、重要影響事態・国際平和共同対処事態に際して行う
- ・ 国会承認は、対応措置（後方支援活動・搜索救助活動・船舶検査活動）の実施について行う
- ・ 安全確保の規定なし
- ・ 輸送、修理・整備の対象に制限なし



- ・ 周辺事態…我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
- ・ 合衆国軍隊に対して後方地域支援を行う
- ・ 後方地域支援・後方地域搜索救助活動は、後方地域の実施区域で行う
- ・ 船舶検査活動は、周辺事態に際して行う
- ・ 国会承認は、基本計画について行い、対応措置が6か月を超える場合、再度の承認を必要とする
- ・ 対応措置従事者の安全確保につき防衛大臣等の配慮義務規定を設ける
- ・ 我が国として輸送、修理・整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を除外する

【参法 44】

平和安全法制への対案⑤（一般法）

【国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する
人道復興支援活動等に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

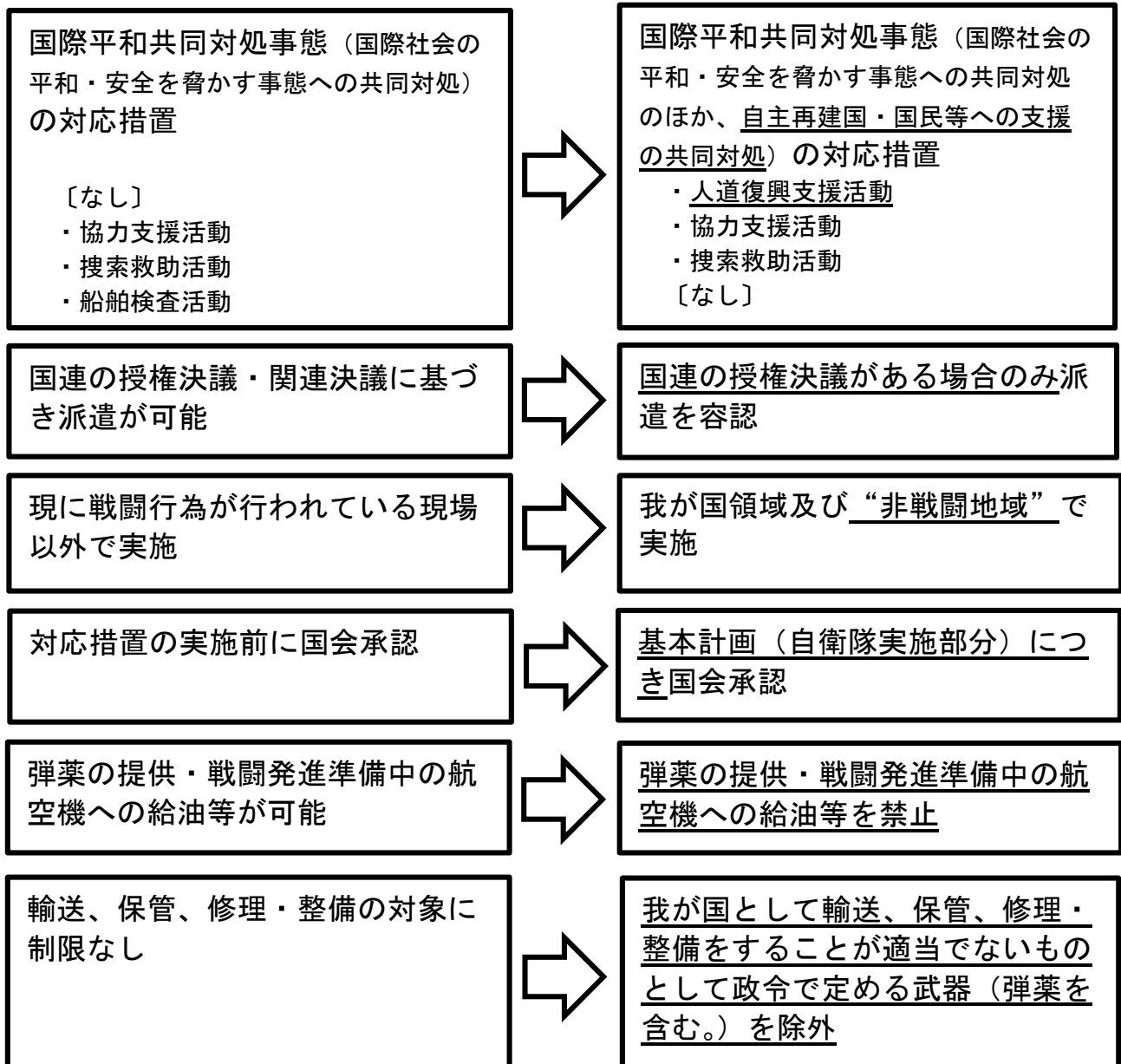
国際社会の平和及び安全に寄与する目的で自衛隊を海外に派遣するための一般法として国際平和支援法（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律）が制定されたが、自衛隊の活動範囲や武力行使との一体化との関係で問題がある。

→ 国際平和支援法を廃止し、これに代わる新法を制定する必要がある。

国際平和共同対処事態に際し、人道復興支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することとする。

現行（→廃止）

維新案



国境警備法案

【領域等の警備に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

政府は、昨年5月の閣議決定において、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン事態）が発生した場合に、自衛隊が迅速に出動できるよう電話等により閣議決定を行うこととしたが、警察機関による対応と自衛隊による対応を「切れ目なく」するためには、このような運用の変更では不十分である。

→ 警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるように新法を制定する必要がある。

警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、国民の安全を確保することとする。

【基本原則】①領域等（領海・離島等）の警備は警察機関による対応を原則とし、②警察機関、自衛隊その他の関係行政機関の連携を強化し、③事態の緊迫を回避し、④国際法を遵守すること

領域警備基本方針の策定※領域警備区域の指定基準等につき国会承認

領域警備区域

領域警備区域の指定※閣議決定

▶ 治安出動・海上警備行動等の下令の迅速化
(個別の閣議決定不要)

領域警備区域内外を問わず実施

- ・ 海上警備準備行動※国土交通大臣の要請が必要
- ・ 警戒監視の措置
- ・ 海上保安庁への通報制度

その他

- ・ 自衛隊・警察機関・関係行政機関の連携強化
→ 領域警備事態連絡調整会議をNSCに設置
- ・ 海上連絡メカニズム構築 等

背景

- 1 現行の原子力賠償制度の枠組みは、誰が、どこまで責任を負い、その負担をどのような形で国民に転嫁するのか分かりづらいことから、これを明確化・透明化する必要がある。
- 2 これに当たっては、原子力損害賠償について原子力事業者の有限責任を認めるのが国際的な趨勢であること等を踏まえるものとする。

概要

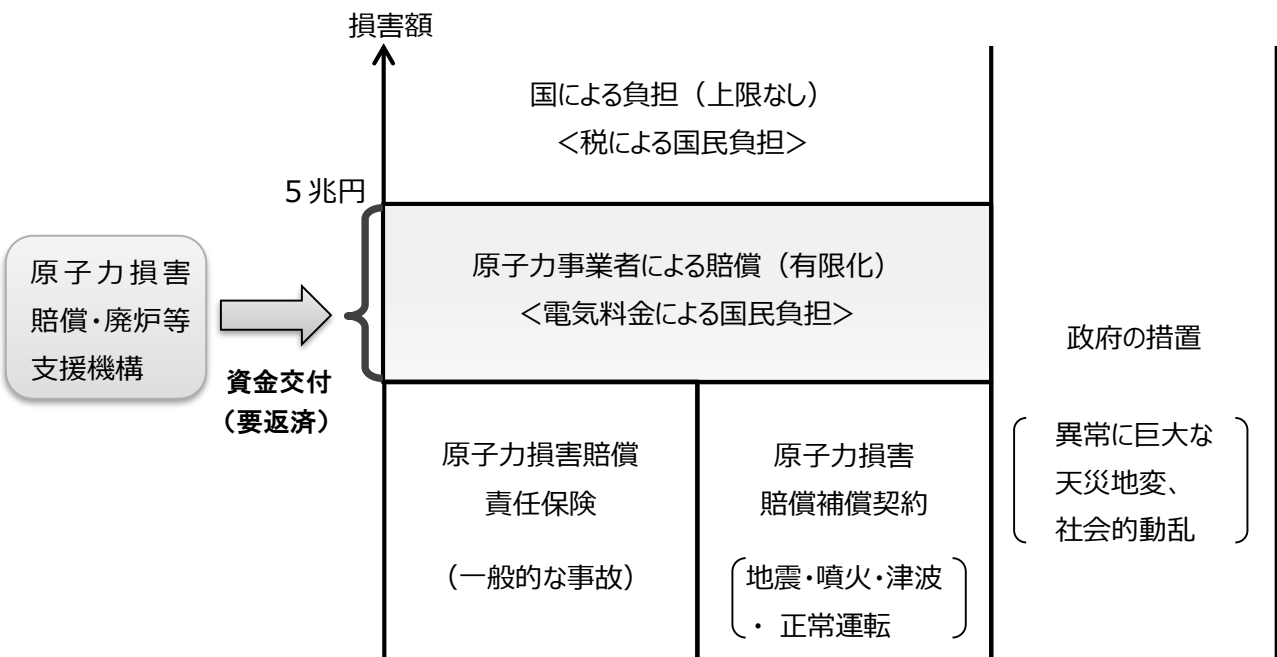
1 原子力事業者の損害賠償の有限化と国の負担

国は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、その損害を賠償する責めに任ずべき額が5兆円を超えるときは、当該原子力損害を当該原子力事業者が賠償することにより生ずる損失の額のうち当該賠償する責めに任ずべき額から5兆円を控除した額に相当する額を負担するものとする。

※諸外国の原子力損害賠償責任額 米：1兆5,507億円 英：199億円 仏：111億円
 ※福島第一原発事故に伴う損害賠償責任見積額 8兆3,664億円

2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構への資金の交付制度の廃止

国債の交付がされてもなお特別資金援助に係る資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがある場合及び著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、過大な額の負担金を定めることとなる等により、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合における政府の原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する資金交付制度を廃止すること。



原発再稼働責任法案②

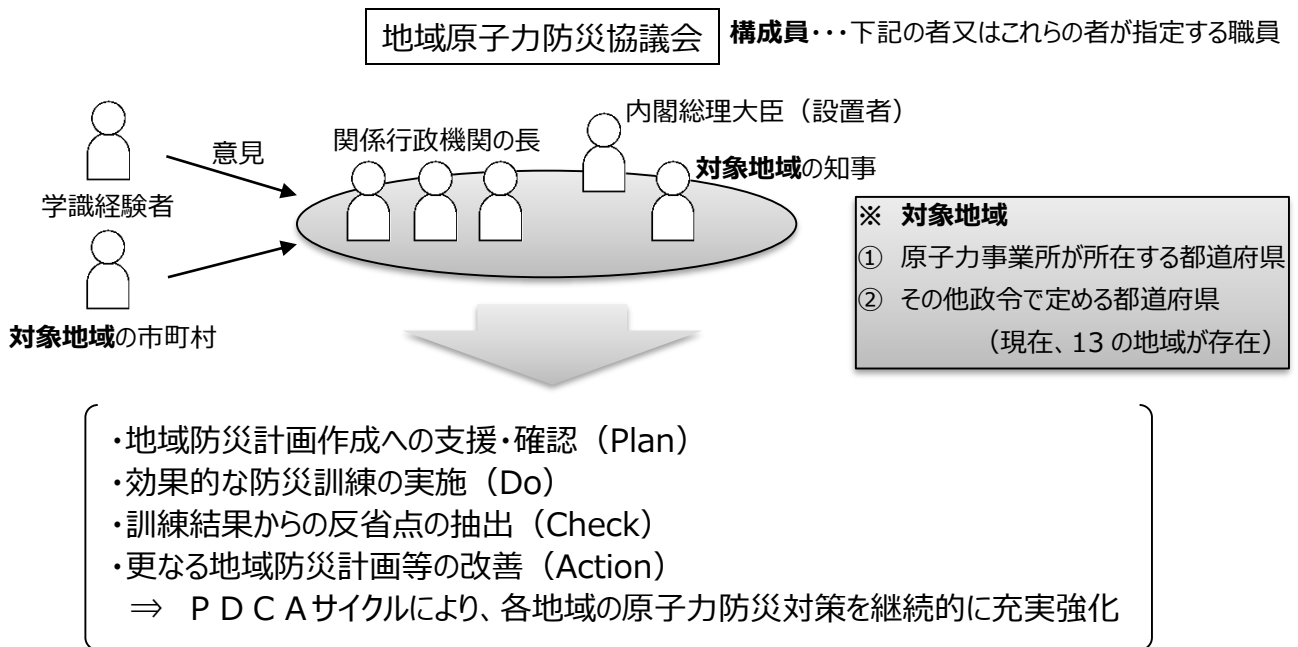
【原子力災害対策特別措置法の改正】

背景

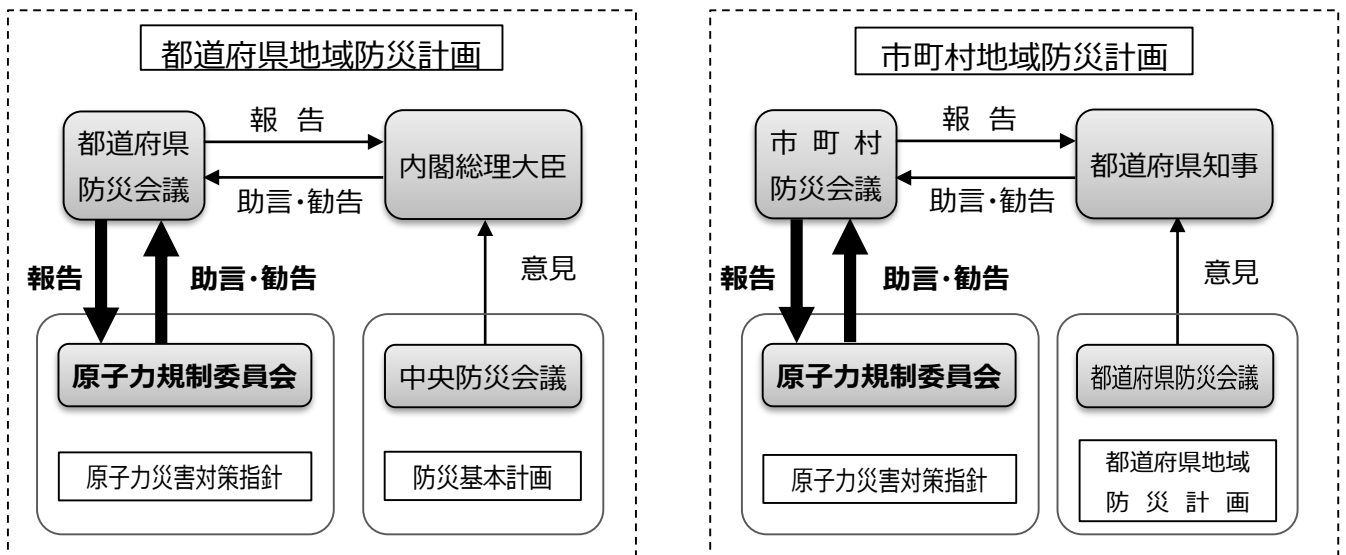
- 1 原子力発電所の所在する地域ごとに設置されている地域原子力防災協議会は、原子力災害に関する地域防災計画（避難計画を含む。以下「地域防災計画」という。）の作成支援という重要な役割を担っているが、その組織については、防災基本計画に記載があるのみであり、法律上の位置付けが不明確である。
- 2 地域防災計画の作成については、原子力災害の特殊性も踏まえ、原子力の専門家である原子力規制委員会の関与が必要である。

概要

1 地域原子力防災協議会の法定化



2 地域防災計画の作成に当たっての原子力規制委員会の関与 ※太字部分を追加



【参法 48】

原発再稼働責任法案③

【発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案 〔新規立法〕】

背景

- 1 原発の周辺自治体は、原子力災害が生じれば直接かつ甚大な被害を受ける危険性があるにもかかわらず、原発稼働に関し、その意思を表明するための法制上の権限が与えられていない。
- 2 そこで、原発稼働に係る特定都道府県の同意を法制度化する必要がある。

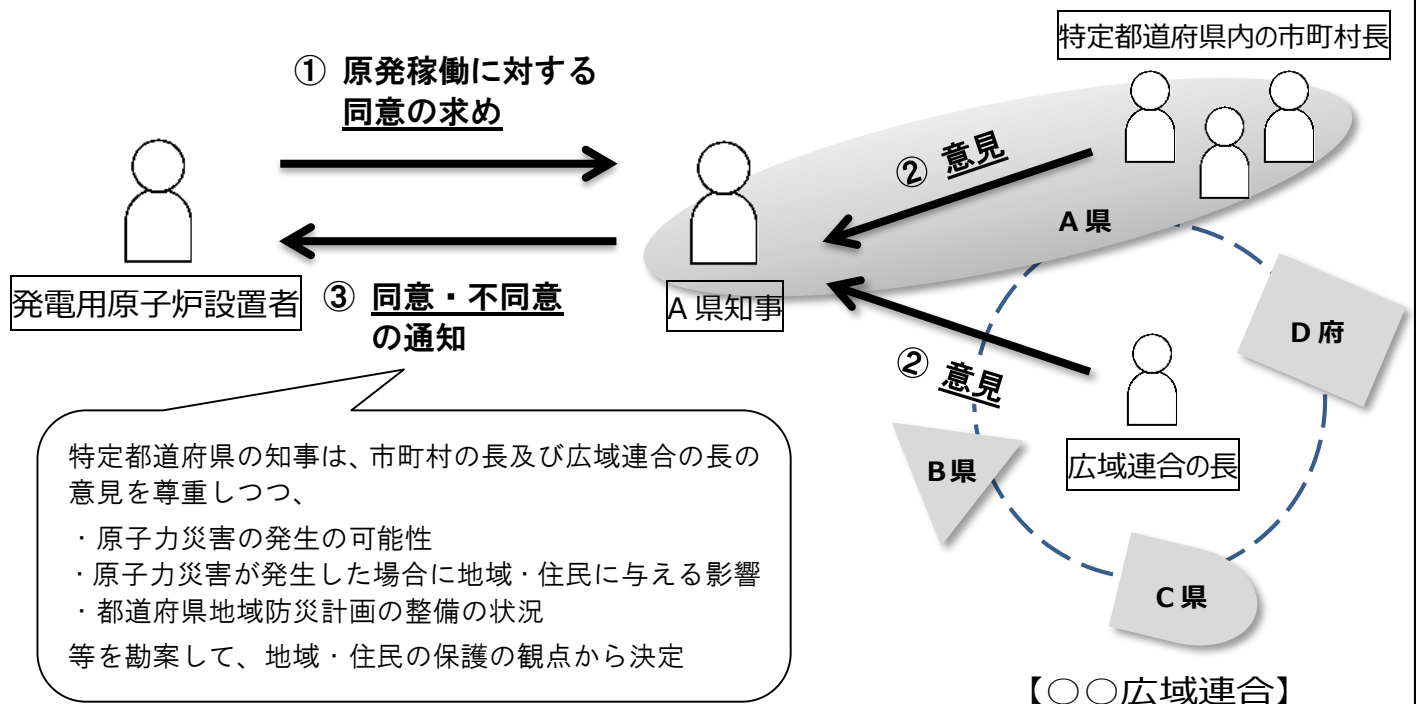
概要

- 1 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の使用を開始し、又は再開しようとする場合であって、供給計画の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、原子力災害対策を重点的に実施すべき都道府県として政令で定めるもの(以下「特定都道府県」という。)の知事に協議し、その同意を得なければならないこと。

※ 特定都道府県（例）

- 川内原発・・・鹿児島県
- 高浜原発・・・福井県／京都府／滋賀県

- 2 特定都道府県の知事は、1の協議を受けた場合には、原子力災害の発生の可能性、原子力災害が発生した場合に地域及び住民に及ぼす影響、原子力災害に関する都道府県地域防災計画の整備の状況等を勘案し、その地域並びにその住民の生命、身体及び財産の保護の観点から、1の協議に係る同意をするかどうかを決定し、発電用原子炉設置者に対し、その旨を通知すること。
- 3 特定都道府県の知事は、2の決定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県に包括される市町村であって、原子力災害対策を重点的に実施すべき市町村として政令で定めるものの長（特定都道府県の加入する広域連合であって、原子力災害対策に関する事務を処理するものがある場合にあっては、当該市町村の長及び広域連合の長）の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこと。



原発再稼働責任法案④

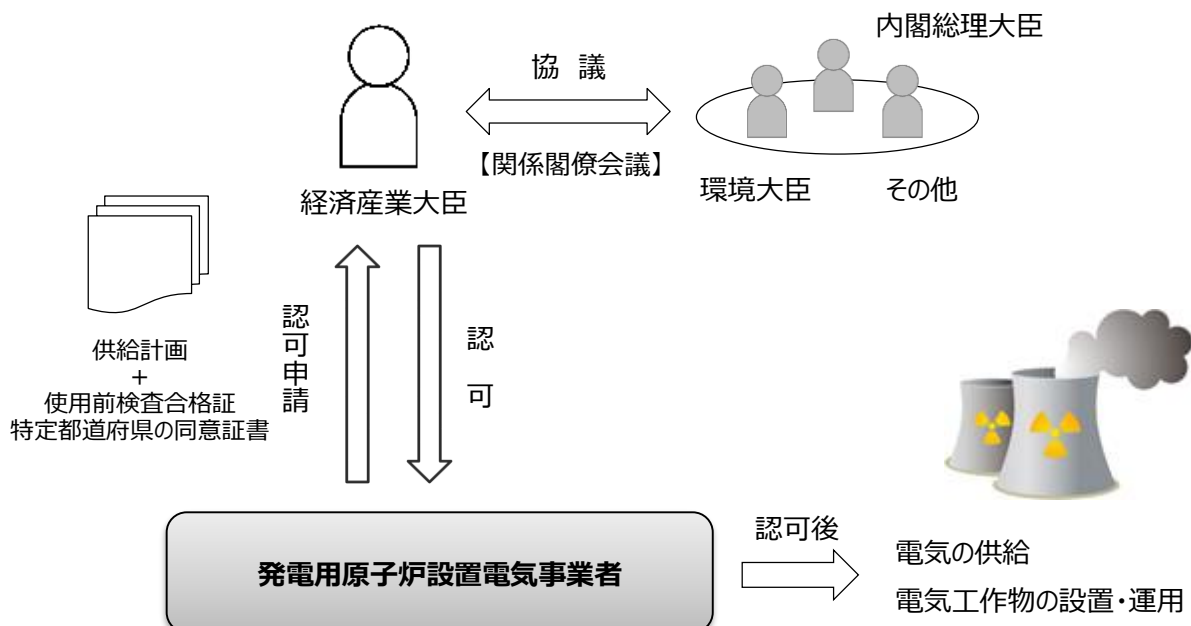
【電気事業法等の改正】

背景

- 1 原発稼働については、政府における政策判断としてどのように考えるのかが明確ではない。
- 2 原発稼働に対する政府の責任を明らかにするため、政府において原発稼働に係る最終的な判断を示す制度を構築する必要がある。

概要

- 1 発電用原子炉設置電気事業者は、毎年度、供給計画（発電用の電気工作物ごとの計画を含む。）を作成し、当該年度の開始前に、使用前検査合格証及び特定都道府県の同意証書を添付して、経済産業大臣の認可を申請し、その認可を受けなければならないこと。これを変更しようとするときも、同様とすること。
- 2 経済産業大臣は、1の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、環境大臣その他の政令で定める行政機関の長に協議しなければならないこと（関係閣僚会議）。
- 3 経済産業大臣は、供給計画がエネルギー基本計画に照らして適当であり、かつ、電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適当であると認めるときは、供給計画を認可するものとする。
- 4 1の発電用原子炉設置電気事業者は、1による認可を受けなければ、電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用をしてはならないこと。
- 5 エネルギー基本計画の記載事項に、「エネルギー需給の長期見通し」を追加すること。



原発再稼働責任法案⑤

【特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の改正】

背景

- 1 特定放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定に向けた手続が進んでいない中、原子力発電所の稼働が進められようとしている。
- 2 「原子力発電所があることによる電気の安定供給」という恩恵を受けている地域が、特定放射性廃棄物の最終処分について、責任をもって関与することが必要である。

概要

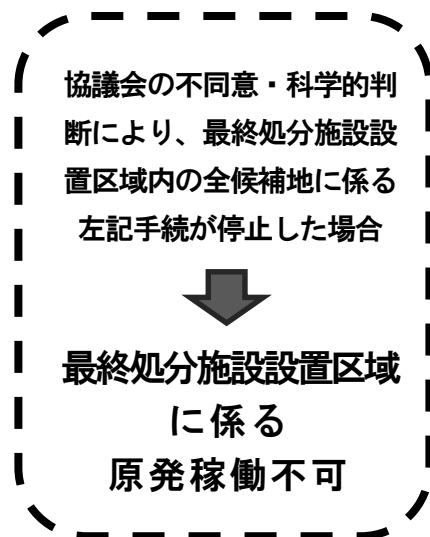
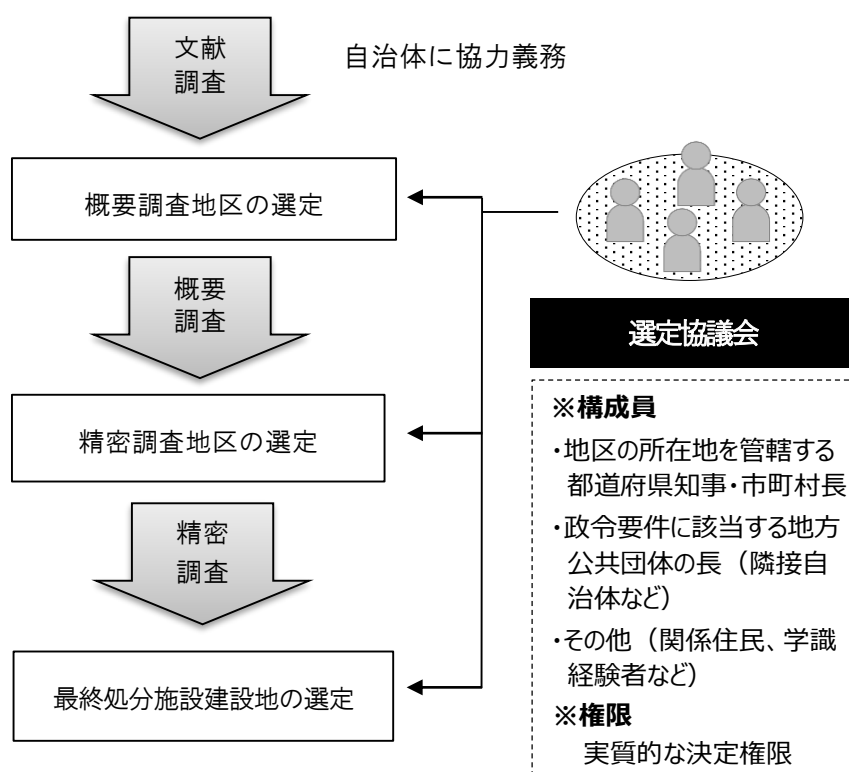
1 最終処分施設設置区域ごとの最終処分の実施等

- (1) 最終処分施設は、最終処分施設設置区域（旧一般電気事業者の供給区域を勘案して設定する区域）ごとに設置すること（最終処分施設設置区域間の地方公共団体の協議により、最終処分施設設置区域の合併可能）。
- (2) 原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料に係る特定放射性廃棄物は、その原子炉に係る最終処分施設設置区域内の最終処分施設で最終処分を行うこと。
- (3) 地方公共団体は、最終処分施設の周辺地域等の振興を図るために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする（最終処分施設に係る電源立地地域対策交付金制度は廃止）。

2 地域の主体的関与

<最終処分施設設置区域単位で下記の手続が進行>

- ※ 複数地区での同時進行可
- ※ 一地区での手続が停止した場合、別地区で手続のやり直し



個人保証廃止法案

【民法の改正】

【中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

事業用融資に係る保証については、個人的な情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる事例が後を絶たない。

政府が提出したいいわゆる債権法改正法案(第189回国会閣法第63号)では、事業用融資に係る個人保証等の制限が提案されているが、その内容は公正証書の作成を当該個人保証の効力要件とするのみであり、また、保証人となれる者についての例外が多数認められていることから、規制としては不十分である。

→ 例外なく個人保証を禁止する必要がある。

- ① 事業用融資に係る保証・根保証（事業用融資に係る法人保証の求償権に係る保証・根保証を含む。）であって保証人が個人であるものは無効とすること。
- ② 政府は、個人保証なしに中小企業に対する事業用融資が行われるよう、速やかに、事業用融資について事業に係る動産等を担保とする手法の拡充、中小企業の経営基盤の強化等について検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

政府案

規制内容

事業用融資に係る個人保証等については公正証書が必要

例外

次に掲げる者は、公正証書がなくとも保証人となれる

- ・ 主たる債務者が法人の場合、取締役、大株主等
- ・ 主たる債務者が個人である場合、共同事業者又は主たる債務者の事業に従事している配偶者

維新案

規制内容

事業用融資に係る個人保証等は無効

例外

なし

政府は、個人保証なしに中小企業に対する事業用融資が行われるよう、速やかに、事業用融資について事業に係る動産等を担保とする手法の拡充、中小企業の経営基盤の強化等について検討・その結果に基づき所要の措置

産業廃棄物処理施設の設置許可に対する 近隣都道府県知事の関与法案

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

産業廃棄物処理施設は、その設置場所等によっては、大気や地下水を汚染し、当該都道府県の区域以外の広い地域の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合もある。しかし、現行の制度では、産業廃棄物処理施設の設置における設置予定地を管轄する都道府県知事の許可においては、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長の意見聴取が義務付けられているのみであり、近隣都道府県知事の意向が十分に反映される仕組みにはなっていない。

→ 産業廃棄物処理施設の設置手続において、一定の場合に近隣都道府県知事が関与できるようにする必要がある。

産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合に該当すると認められるときにおいて、設置の許可をしようとする場合は、あらかじめ、当該他の都道府県の知事に協議しなければならないこと。

政務活動費使途公開法案

【地方自治法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

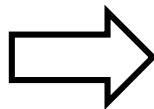
各地で政務活動費の不正使用に関する事例が生じている。

→ 収支報告書のインターネット等による公表及び収支報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保する必要がある。

- ①議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- ②政務活動費を交付することとする場合においては、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。

現 行

- ・ 政務活動費の使途の透明性の確保については努力規定のみ
- ・ 政務活動費に係る収支報告書に関する協議の場について規定なし



改 正 法

- ・ 議長は、政務活動費に係る収支報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする
- ・ 提出された政務活動費に係る収支報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする

開票結果透明化法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

公職の選挙における開票の結果に関し、投票したはずの公職の候補者に得票がないと主張する選挙人がいたが、票の数え直しが認められなかった事例がある。

→ 公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について検討する必要がある。

政府は、公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

現 行

選挙人等の請求に基づく公職の候補者等の正確な得票数の調査について規定なし



検討の対象

選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について検討する

立法事務費の一人会派への交付廃止法案

【国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、立法事務費は、議員に対して交付するのではなく、会派に対して交付することとする一方、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を「会派」に含め、立法事務費を交付している。

→ 上記の場合については、立法事務費を議員に対して交付していることと同じことになるのではないかと指摘がある。

立法事務費について、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合には、交付しないこととする。

現 行

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含め、立法事務費を交付している。



改 正 法

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含める規定を削除する。

※立法事務費…国会が国の唯一の立法機関たる性質に鑑み、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として各議院における各会派に交付されるもの（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律第1条第1項）

【参法 57】

各議院役員等の議会雑費廃止法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。

→ 議会雑費は不要であり、廃止する必要がある。

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止することとする。

現 行

各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。



改 正 法

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止する。

※各議院の役員等…議長、副議長、仮議長、常任委員長、事務総長、特別委員長、参議院の調査会長、憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長（国会法第16条・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第8条の2）

【参法 58】

訴追委員長・弾劾裁判長の職務雑費廃止法案

【裁判官弾劾法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。

→ 職務雑費は不要であり、廃止する必要がある。

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとする。

現 行

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。



改 正 法

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する。

【参法 59】

国会議員秘書交通費適正化法案

【国会議員の秘書の給与等に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、議員秘書の通勤手当について、一般職公務員と異なり、通勤の実情と無関係に月額3万円が一律に支給されている。

→ 議員秘書についても、一般職公務員の例に準じて通勤手当を支給することとする必要がある。

議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする。

現 行

議員秘書に対し、通勤手当として、月額3万円が一律に支給されている。



改 正 法

議員秘書は、一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当を受ける。

【参法 60】

管理職・秘書の深夜割増廃止法案

【労働基準法の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の労働基準法では、管理職及び秘書について、労働時間等の規定は適用除外とされているにもかかわらず、深夜の割増賃金の規定は適用されている。

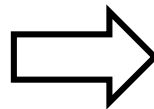
→ 管理職及び秘書の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定も適用除外とする必要がある。

監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者について、深夜の割増賃金の規定（※）を適用しないこととする。

現 行

管理職及び秘書

労働基準法の規定	適用
労働時間	なし
休憩	なし
休日	なし
深夜の割増賃金	<u>あり</u>



改 正 法

管理職及び秘書

労働基準法の規定	適用
労働時間	なし
休憩	なし
休日	なし
深夜の割増賃金	<u>なし</u>

※労働者に深夜労働（原則として午後 10 時から午前 5 時まで）をさせた場合には、使用者は 2 割 5 分以上の割増賃金を支払わなければならないとする規定

【参法 61】

選挙における戸別訪問解禁法案

【公職選挙法の改正】

<立法の背景・趣旨>

公職の選挙において、戸別訪問が認められておらず、名前連呼中心の選挙運動となっている。

→ 候補者の政策を有権者が知る機会を拡充するため、戸別訪問を一定の場合に解禁する必要がある。

- 1 戸別訪問について、午前7時から午後7時までの間に候補者本人が行う場合には、解禁するものとする。
- 2 選挙運動のための街頭演説等を行うことができる時間帯について、1の時間帯と同様とするものとする。

現 行

戸別訪問：禁止
街頭演説等：午前8時～午後8時の間に可能



改 正 法

戸別訪問：
午前7時～午後7時の間に候補者本人が行う場合には、解禁
街頭演説等：
午前7時～午後7時の間に可能

【参法 62】

選挙における合同演説会解禁法案

【公職選挙法の改正】

<立法の背景・趣旨>

公職の選挙において、第三者が開催する合同演説会が認められておらず、名前連呼中心の選挙運動となっている。

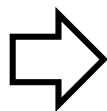
→ 候補者の政策を有権者が知る機会を拡充するため、第三者が開催する合同演説会を一定の場合に解禁する必要がある。

第三者が開催する合同演説会について、全ての候補者等※が開催について同意した場合には、解禁するものとする。

※ 候補者のほか、衆議院名簿届出政党等の場合がある。

現 行

第三者が開催する合同演説会：禁止



改 正 法

全ての候補者等が開催について同意した場合には、解禁

【参法 63】

地方議員の選挙におけるビラ頒布解禁法案

【公職選挙法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

都道府県及び市町村の議会の議員の選挙においてはビラの頒布が認められていない。

→ 候補者の政策を有権者が知る機会を拡充するため、都道府県及び市町村の議会の議員の選挙におけるビラの頒布を解禁する必要がある。

- 1 都道府県及び市町村の議会の議員の選挙において、選挙区等の人口その他の事情を勘案して条例で定める枚数のビラを頒布することができるものとする。
- 2 条例で定めるところにより、ビラの作成について、無料とすることができるものとする。

現 行

都道府県及び市町村の議会の議員の選挙においては、ビラを頒布することができない



改 正 法

条例で定める枚数のビラの頒布を解禁

※ 条例で定めるところにより、ビラの作成について、無料とすることが可能

【参法 64】

選挙に関する人気投票公表解禁法案

【公職選挙法の改正】

<立法の背景・趣旨>

公職の選挙に関し、人気投票の経過・結果の公表が禁止されている。

→ 現在では必要性の乏しい規制となっており、人気投票の経過・結果の公表の禁止に関する規定を削る必要がある。

人気投票の経過・結果の公表を解禁するものとする。

現 行

改 正 法

人気投票の経過・結果の公表：禁止



解禁

インターネット投票法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

情報化社会が進展している。

→ 公職の選挙に係るインターネット投票を導入するとした場合に講ぜられるべき措置について検討する必要がある。

- 1 政府は、選挙人の利便の向上等を図るためインターネット投票を導入するかどうかの判断に資するよう、インターネット投票を導入するとした場合に投票の秘密の確保等の条件を満たすために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後1年以内に、検討を加え、その結果を公表しなければならないものとする。
- 2 1の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。

現 行

投票方法：

選挙当日に投票所で立会人の立会いの下に投票用紙に自ら候補者の氏名等を記載し、投票箱に投かんすることによって行うのが原則

検討の対象

投票方法：

インターネット投票
(スマホ・PC等を利用した投票方法)の導入について検討

選挙運動用ポスターデジタル化法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

情報化社会が進展している。

→ 情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信端末機器の映像面等に表示されるようにすることをもって、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えるために講ぜられるべき措置について検討する必要がある。

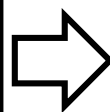
- 1 政府は、選挙運動の効率化等を図るため、情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信端末機器の映像面等に表示されるようにすることをもって、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えることとするかどうかの判断に資するよう、このために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後1年以内に、費用に対する効果の程度の観点を踏まえつつ検討を加え、その結果を公表しなければならないものとする。
- 2 1の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。

現 行

ポスター：
紙のポスターをポスター掲示場等に
掲示

検討の対象

ポスター：
ICTを利用した通信端
末機器への情報提供に
ついて検討



【参法 67】

労働基準監督署等の業務民間委託・職員配置適正化法案

【労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な

業務運営の確保に関する法律案〔新規立法〕】

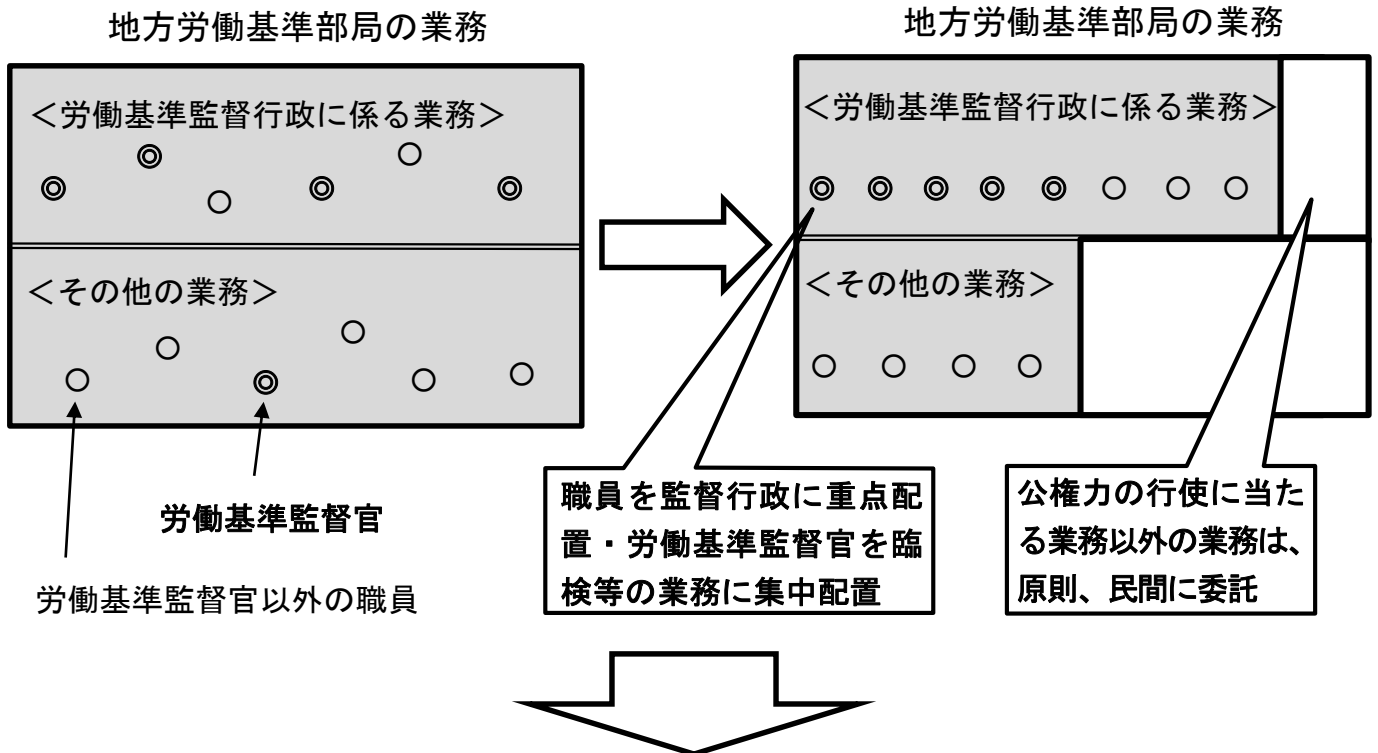
<立法の背景>

労働関係法令の遵守を確保するため、労働基準監督行政の役割が一層重要となっている。
→ 労働基準監督行政の機能強化のために、労働基準監督署等の効率的な業務運営を確保する必要がある。

- ①地方労働基準部局の業務のうち公権力の行使に当たるもの以外のものを原則として民間事業者へ委託して実施するため、必要な措置を講ずる。
- ②地方労働基準部局の職員を労働基準監督行政に重点配置するとともに、労働基準監督官が臨検・強制捜査等の業務に専ら従事するよう、職員の適正配置について必要な措置を講ずる。

現 行

法案施行後



限られた人員の下で労働基準監督行政の機能を最大限に発揮

【参法 68】

個人情報保護法改正案

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する事項について、地方公共団体ごとにばらつきがある。

→ 地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項について、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図るための措置を講ずる必要がある。

地方公共団体は、地方公共団体等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。

現 行

地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する事項について、地方公共団体ごとにばらつきがある。



改 正 法

全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められる事項について、政令で、その標準を定める。

高等学校、大学等における期日前投票促進法案

【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

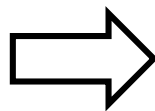
選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、高等学校、大学等に期日前投票所が設けられる例が増えてきたが、当該高等学校、大学等が所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等は投票できないことが一般的である。また、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所もなお少数にとどまっている。

→ 当該期日前投票所において当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等ができる限り投票できるようにするための措置等について検討する必要がある。

政府は、公職の選挙に関し、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

現 行

- ・ 高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において、その所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等は投票できないことが一般的
- ・ 高等学校、大学等に設けられる期日前投票所がなお少数にとどまっている



検討の対象

左記の期日前投票所において左記の選挙人等ができる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討する

文教・科学振興費の財源のための 国債発行を可能にする法案

【財政法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

文教・科学振興分野の施策の充実強化を図るため、厳しい財政事情の下でも必要な財源を確保すべき。

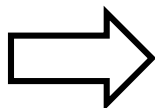
→ 文教・科学振興分野の施策に予算を投じることを「未来への投資」と捉え、社会資本整備の場合と同様の方法で財源を確保することを可能にする必要がある。

文教・科学振興費の財源については、特別の法律によることなく、国会の議決を経た金額の範囲内で、国債を発行することができるようにする。

※ 文教・科学振興費の財源に充てるために発行した国債については、国家公務員の人件費の削減等の徹底した歳出の削減のための措置等を通じてその償還財源の確保を図り、その速やかな償還に努めることを政府に義務付け

現 行

財政法上、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てる場合に限って国債の発行が可能



改 正 後

財政法上、文教・科学振興費の財源に充てる場合にも国債の発行が可能

健康保険の診療報酬決定方式改善法案

【健康保険法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の診療報酬の決定方式は、医療の需給に係る状況等を適切に反映することができるものとなっていない。

→ 診療報酬の改定が、①医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び随時、行われるようにする必要がある。

厚生労働大臣は、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとする。

この改正により、後期高齢者医療制度以外の公的医療保険制度に係る療養の給付に要する費用の額の算定についても、同様に措置されるようになる。

※施行期日：公布の日

後期高齢者医療制度の診療報酬決定方式改善法案

【高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の診療報酬の決定方式は、医療の需給に係る状況等を適切に反映することができるものとなっていない。

→ 診療報酬の改定が、①医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び随時、行われるようにする必要がある。

厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとする。

※施行期日：公布の日

民泊に関する規制改革法案

【国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

現行では、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（「特区民泊」）に該当している旨の都道府県知事等の認定を受け、旅館業法の適用が除外されるための要件の一つとして、滞在期間が一定期間以上であることが求められている。

→ 宿泊日数の下限の制限をなくす必要がある。

国家戦略特別区域法における「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件のうち、「一定期間以上」を削除する。

現 行

施設を「一定期間以上」使用させる

※ 国家戦略特別区域法施行令により、施設を使用させる期間が3日から10日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県の条例で定める期間以上であることとされている。



改正後

「一定期間以上」を削除

※施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日

保育士給与官民格差是正法案

【保育士給与の官民格差の是正に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

保育士の給与水準について、公立保育所の保育士と民間保育所の保育士との間に格差が存在

→ 保育士給与の官民格差の是正を図るため、その格差の程度の把握、施設型給付費の見直し等について定める必要

1 保育所の保育士の給与の水準の把握

- ① 公立保育所の設置者は、公立保育所の保育士の給与の水準に関し必要な事項を厚生労働大臣に報告するとともに、公表するものとする。
- ② 国は、民間保育所の保育士の給与の水準を把握するための措置を講ずるものとする。

2 民間保育所の保育士の給与の水準の引上げ等

- ① 国は、民間保育所の保育士の給与水準の引上げを図るため、子ども・子育て支援法上の施設型給付費の算定に係る基準の見直しその他の措置を講ずるものとする。
- ② 公立保育所の設置者は、その設置する公立保育所の保育士の給与が真にその職務と責任に応じたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。

※施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日

特定土砂等管理（トレーサビリティ）法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

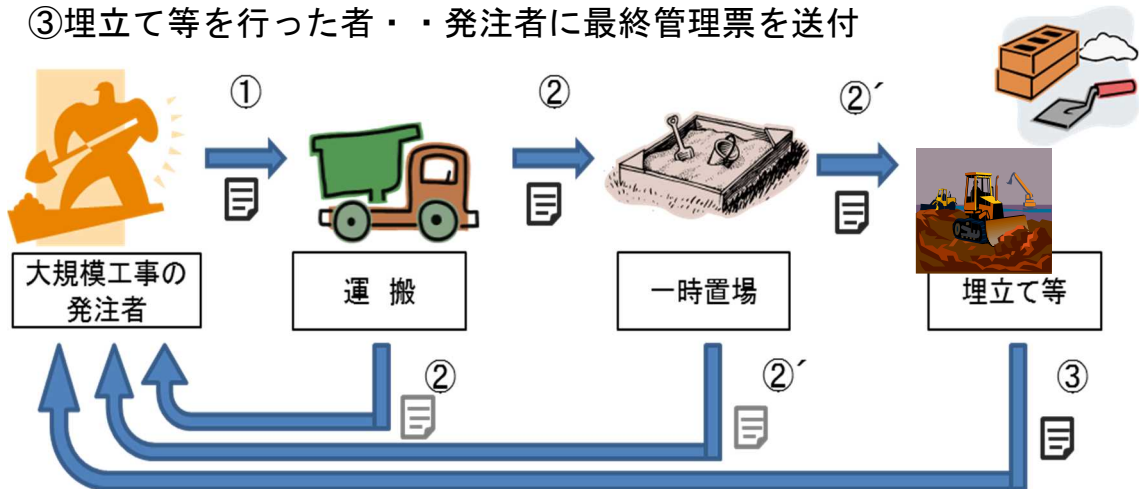
不適切に積み上げられた建設残土が崩壊する事故が度々発生しているところ、リニア建設等の大規模工事が着工され、また予定されるなか、大規模工事から発生する土砂等の使途・行方が不透明であることが、建設残土の不適切な管理の温床となっている。

→ 大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度（トレーサビリティの制度）を設ける必要がある。

建設残土の不適切な管理による災害の防止・生活環境の保全に資するため、大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度（管理票の交付・送付及び最終管理票の送付による当該土砂等の行方を追跡・把握することを可能にする制度）を創設し、当該土砂等が最終的に処分されるまでの間、大規模工事の発注者が当該土砂等の状況を把握することができるようにする。

大規模工事に係る土砂等の管理に関する制度のイメージ

- ①発注者・・・・・・・・土砂等の引渡しに際し、管理票を交付
- ②運搬者等・・・・・・・・土砂等の引渡しに際し、管理票を交付
その写しを発注者に送付
- ③埋立て等を行った者・・発注者に最終管理票を送付



※大規模工事・・・発生する土砂等の見込量が500万m³を限度として当該土砂等の管理の必要性を勘案して政令で定める体積を超える工事

土地の掘削等・土砂等の堆積規制法案

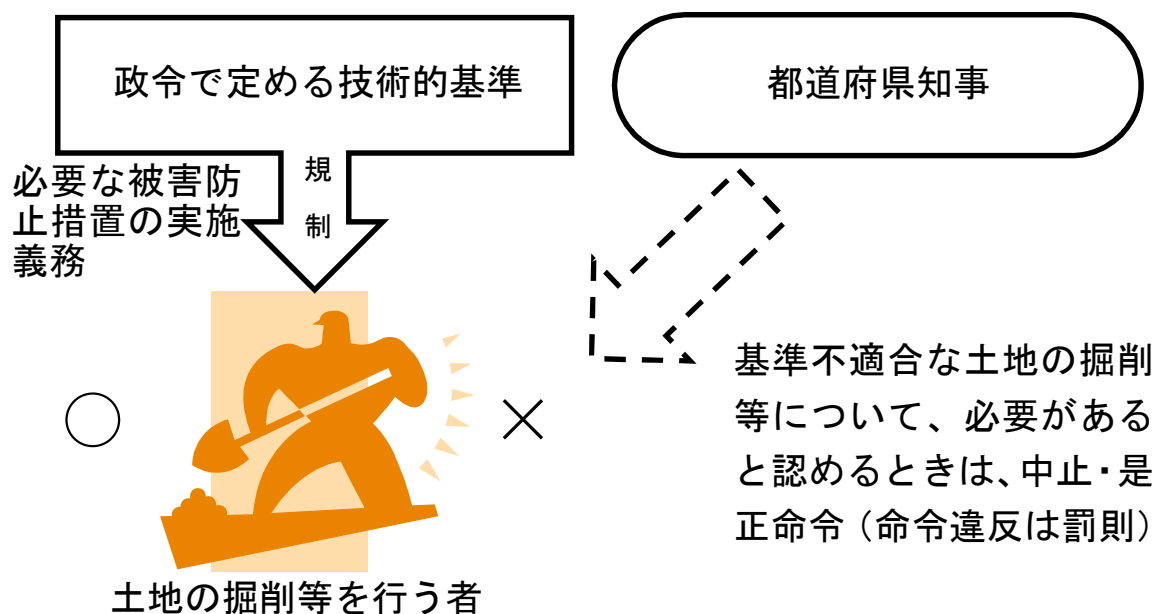
【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

宅地造成工事以外の土地の掘削等について急傾斜地の崩壊等の災害防止に関する一般的規制がなく、また、不適切に積み上げられた建設残土が崩壊する事故が度々発生している。

→ 土地の掘削等（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更行為及び土砂等の堆積行為）に関する規制を設ける必要がある。

- 1 土地の掘削等を行う者は、政令で定める技術的基準に従い、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を発生原因として生ずる被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 都道府県知事は、1の規定に違反して土地の掘削等が行われた場合において、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を防止するために必要があると認めるときは、当該土地の掘削等を行った者に対し、当該土地の掘削等の中止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 2の命令の違反に対し罰則を科する。



注) 条例による上乗せ規制を妨げない。

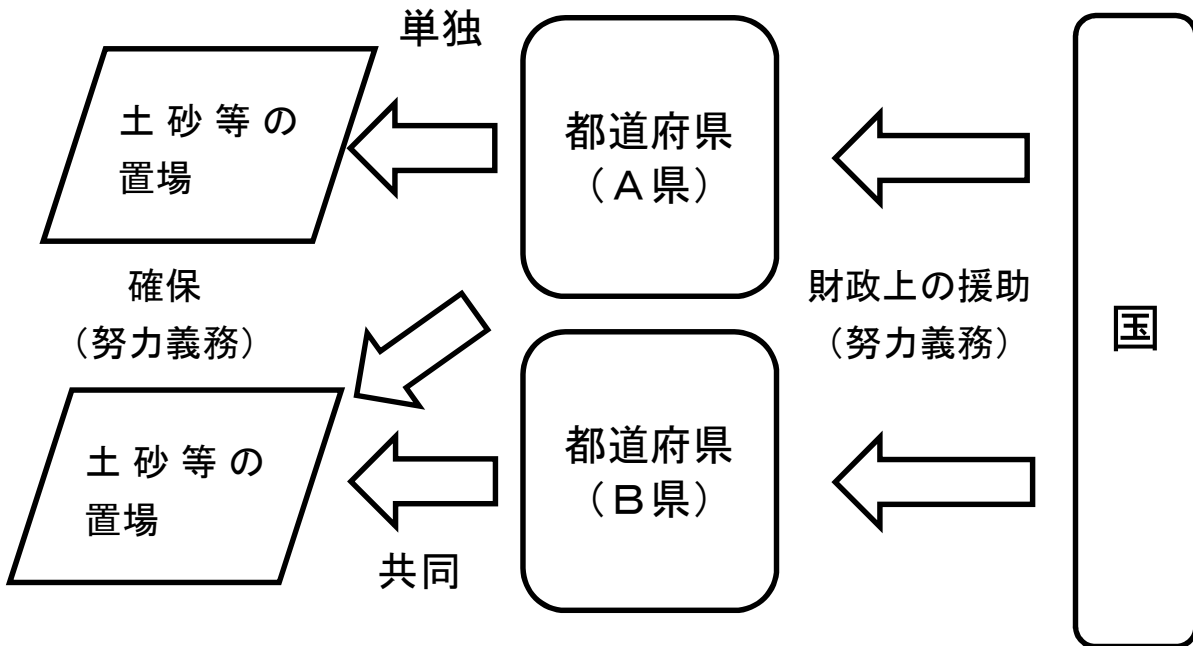
土砂等置場確保法案

【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

我が国における自然災害の発生状況、大規模な工事の実施状況に鑑み、大量に発生する土砂等の適切な管理に資する土砂等の置場が不足している状況
→ 自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定める必要がある。

- 1 都道府県は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、単独で又は共同して、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等（土、砂利、碎石等）の置場を確保するよう努めるものとする。
- 2 国は、1の施策を実施する都道府県に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。



生活保護法の改正案

【生活保護法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費等をしてしまうおそれがある。

→ 現行の生活保護法には、生活保護受給者に対して、支出の節約などを求める努力義務の規定があるが、生活保護受給者がぱちんこ屋の客となつてはならないこと等を明確にすべきである。

- 1 被保護者は、ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業（金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。）の客となつてはならないこととする。
- 2 被保護者は、勝馬投票券購入禁止規定等（※）を遵守することを規定する。

※「勝馬投票券購入禁止規定等」：

- ① 競馬法上の勝馬投票券・自転車競技法上の車券・小型自動車競走法上の勝車投票券・モーターボート競走法上の舟券の購入禁止に関する規定
- ② 当せん金付証票法上の当せん金付証票・スポーツ振興投票の実施等に関する法律上のスポーツ振興投票券の購入禁止に関する規定

被保護者は、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。（生活保護法第 60 条第 1 項）

＋【新設】

- 1 ぱちんこ屋等の客となることの禁止（第 60 条第 1 項・第 2 項）
- 2 勝馬投票券購入禁止規定等の遵守（第 60 条第 1 項・第 3 項）

保護の実施機関は、これに違反した場合は指導・指示ができ、被保護者が当該指導・指示に従わない場合は保護の停止等ができる。

※施行期日：公布の日から起算して 3 月を経過した日

当せん金付証票法の改正案

【当せん金付証票法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が当せん金付証票を購入する行為について、当せん金付証票法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

競馬法の改正案

【競馬法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が勝馬投票券を購入する行為について、競馬法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

自転車競技法の改正案

【自転車競技法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が車券を購入する行為について、自転車競技法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

小型自動車競走法の改正案

【小型自動車競走法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が勝車投票券を購入する行為について、小型自動車競走法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

モーターボート競走法の改正案

【モーターボート競走法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が舟券を購入する行為について、モーターボート競走法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、舟券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

スポーツ振興投票実施法の改正案

【スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者がスポーツ振興投票券を購入する行為について、スポーツ振興投票実施法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

危険有害マンションの建替え促進法案 【マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する 法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

マンションの老朽化が進んでいるにもかかわらず、建替え要件が厳格であるため、マンションの建替えが進んでいない状況にある。

→ 老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等を促進するための措置を講ずる必要がある。

政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

現 行

建物の区分所有等に関する法律により、マンションの建替え決議の要件は、区分所有者及び議決権の各5分の4以上とされている。



改 正 後

次の検討の規定を置く

政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

所要の措置が講じられることにより、老朽化したマンションの建替え等が促進される。

離婚後の養育費支払確保法案

【母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

離婚後、児童を監護しない親が養育費の支払を怠っているケースが多い。児童を監護する親がこれを取り立てるのは大きな負担である。

→ 児童を監護する親に対して養育費が確実に支払われるよう、行政が関与する必要がある。

- ① 国及び地方公共団体は、児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、親の離婚後における児童が心身ともに健やかに育成されるよう、この法律の施行後1年以内に、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき当該児童の養育に必要な費用を支払わない場合にこれを徴収する制度その他の親の離婚後における児童についての扶養義務の履行の確保のための制度の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

現 行

国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるように努めなければならない。

養育費の徴収制度など養育費の確実な支払を担保する制度がない。

改 正 法

国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとする。

政府は、施行後1年以内に、養育費の徴収制度などの導入について検討し、法制上の措置を講ずるものとする。

法制上の措置が講じられることにより、児童を監護する親に対して養育費が確実に支払われるようになる。

【参法 87】

国民監査請求・国民訴訟法案

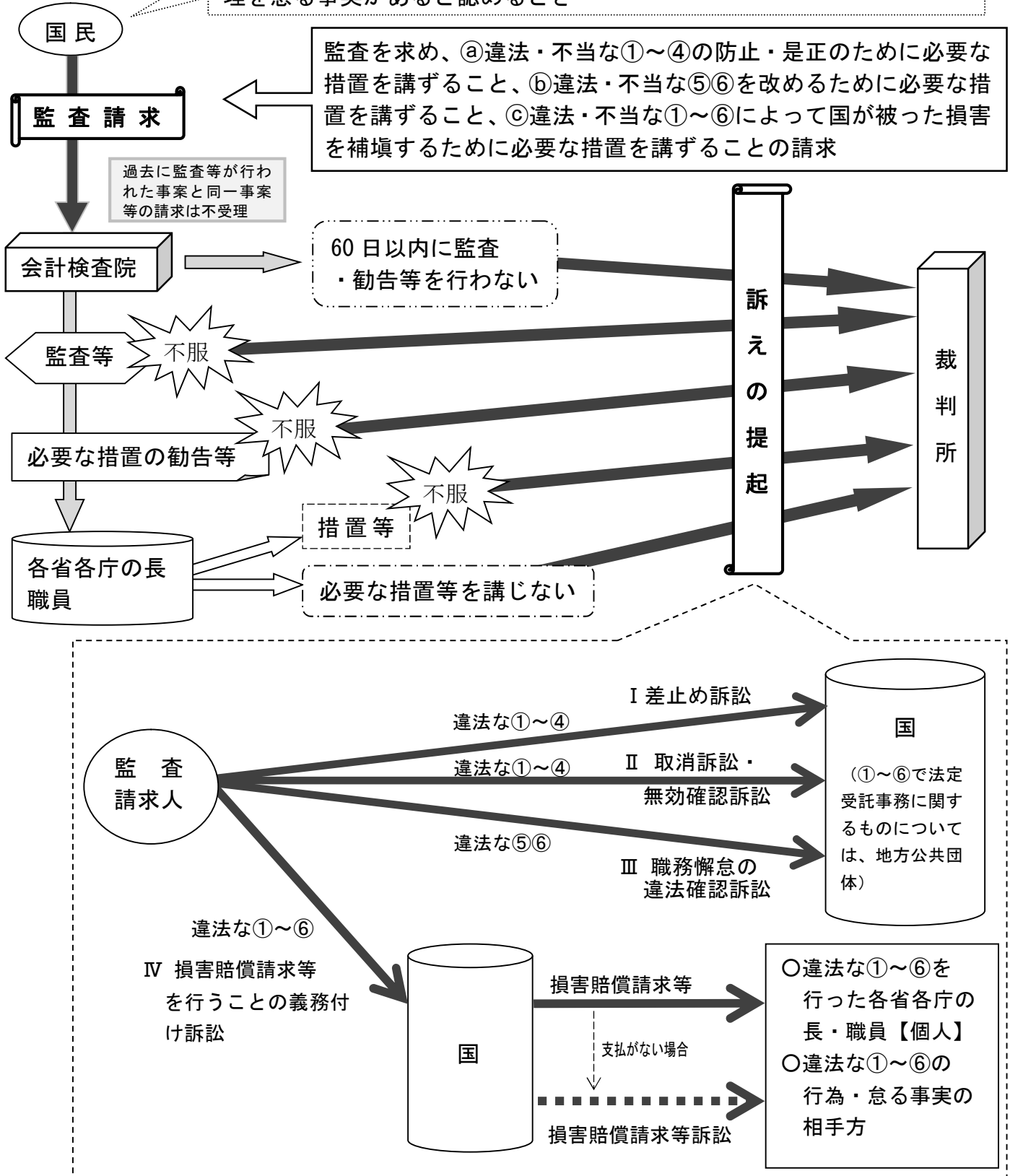
【違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

地方公共団体については、その財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的として住民監査請求・住民訴訟制度が設けられているのに対し、国については設けられていない。

→ 国についても住民監査請求・住民訴訟制度類似の制度を設ける必要がある。

違法・不当な①国庫金支出②財産の取得・管理・処分③契約の締結・履行④債務その他の義務の負担⑤国庫金の賦課徴収を怠る事実⑥財産管理を怠る事実があると認めるとき



国の財政運営における不要資産の活用・透明性向上法案

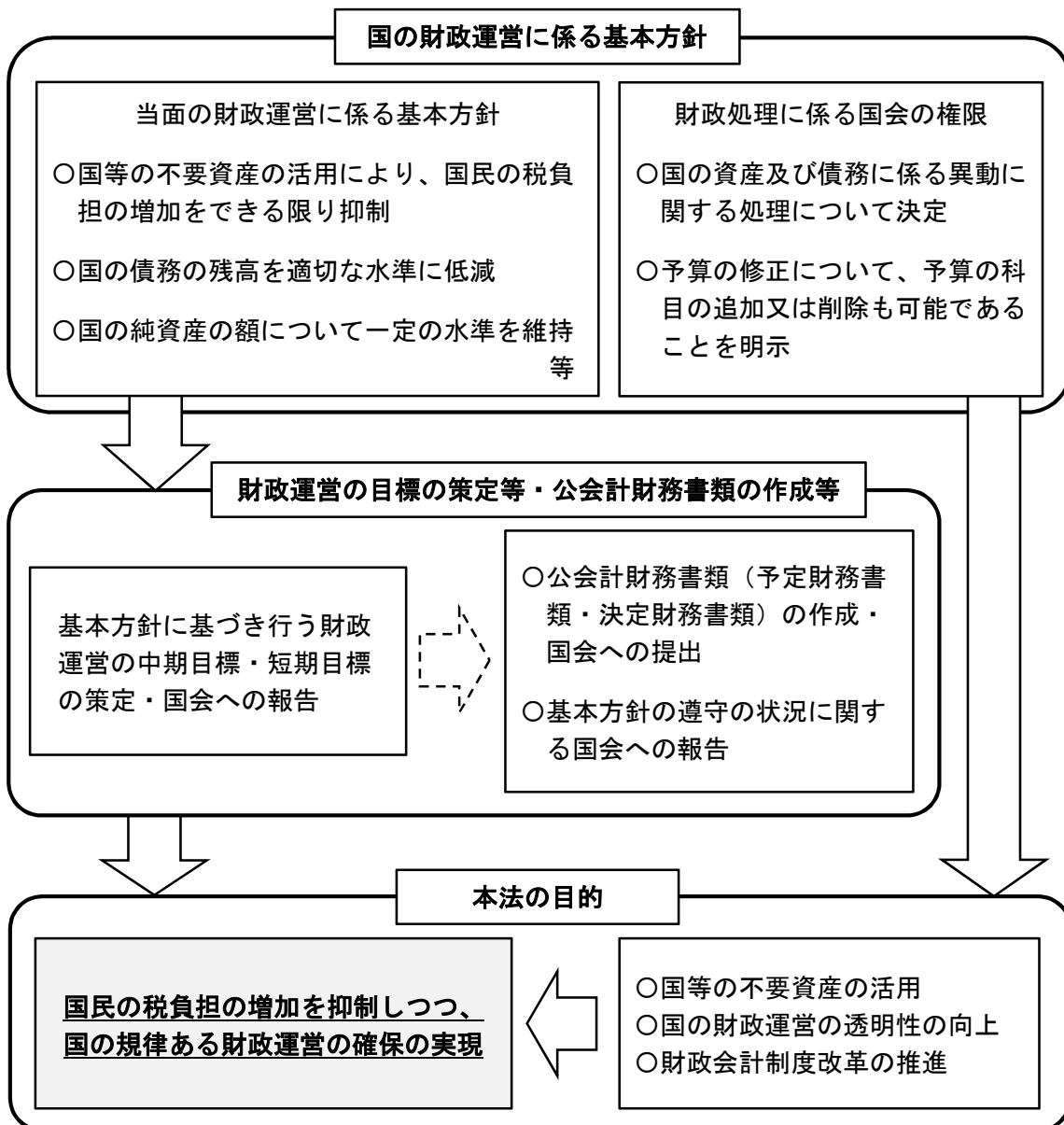
【国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

国民の税負担の増加を抑制しつつ、国の規律ある財政運営を確保することが喫緊の課題となっている。

→ 国の不要資産の活用、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革の推進を図る必要がある。

国の財政運営に係る基本方針、当該方針に基づく財政運営の目標の策定、公会計財務書類の作成等について定める。



会計検査院法改正案

＜立法の背景・趣旨＞

会計検査院の機能を強化する必要がある。

→ その一環として会計検査院の通告制度を見直す。

会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設ける。

〔会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときの対応〕

現 行

改 正 後

検察庁への通告



告 発

※通告…一定の行為又は処分を行わせる等の意思で一定の事実を告げ知らせること（訴追を求める意思表示を含まず。）

※告発…捜査機関に対し犯罪事実を申告して訴追を求める意思表示

防衛省職員給与法改正案

【防衛省の職員の給与等に関する法律の改正①・②】

<立法の背景・趣旨>

防衛省の職員の給与等については、防衛出動手当の額を定める政令が未制定であるほか、現在の自衛官の給与体系は自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではないという問題がある。

→ このような現状を改める必要がある。

- ① 政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当（防衛出動基本手当・防衛出動特別勤務手当）の額を定める政令を制定するものとする。
- ② 政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

現 行

改 正 法

平成15年に防衛出動手当が導入されたが、現在まで、その額を定める政令が未制定である。



改正法①

政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当の額を定める政令を制定するものとする。

現在の自衛官の給与体系は、自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではない。



改正法②

政府は、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討・その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

労働者健康安全機構の組織・業務見直し法案

【独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

平成28年4月に労働安全衛生総合研究所が労働者健康安全機構（旧 労働者健康福祉機構）に統合されたが、その統合に当たっては、政策実施機能の強化や組織運営の効率化のための方針等が不明確であった。

→ 労働者健康安全機構の組織及び業務の在り方について、見直しを行う必要がある。

政府は、（独）労働安全衛生総合研究所の（独）労働者健康安全機構への統合による業務の効率化及び改善の状況等を勘案し、（独）労働者健康安全機構の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

海外通信・放送・郵便事業支援機構法改正案

<立法の背景・趣旨>

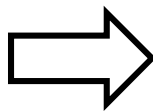
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限並びに同機構が行う債務保証の対象となる貸付金の償還期限が平成 48 年 3 月 31 日までとなっている。

→ 官民ファンドである上記の機構の業務をできる限り早く終了させるため、上記の期限を平成 31 年 3 月 31 日までに短縮する必要がある。

- 1 機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 2 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限を、平成 31 年 3 月 31 日まででなければならないこととする。

現 行

- ・ 保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）
：平成 48 年 3 月 31 日まで
- ・ 債務保証の対象となる貸付金の償還期限
：平成 48 年 3 月 31 日まで



改 正 法

- ・ 保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）
：平成 31 年 3 月 31 日まで
- ・ 債務保証の対象となる貸付金の償還期限
：平成 31 年 3 月 31 日まで

地域再生法改正案

<立法の背景・趣旨>

地方活力向上地域（※）の範囲が、首都圏・近畿圏・中部圏の一定の地域以外の地域とされており、東京一極集中の弊害の是正策としては不十分。

→ 東京一極集中の弊害をより強力に是正するため、地方活力向上地域を、東京23区以外の地域に拡大する必要がある。

（※）企業の地方拠点強化を促進するための支援制度の対象となる地域

地方活力向上地域を、東京23区以外の地域であって、当該地域の活力の向上を図ることが必要な地域に拡大する。

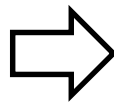
現 行

地方活力向上地域への企業拠点の移転等を支援

地方活力向上地域

集中地域（首都圏・近畿圏・中部圏の一定の地域）以外の地域

であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域



改 正 法

地方活力向上地域への企業拠点の移転等を支援

地方活力向上地域

東京23区以外の地域

であって当該地域の活力の向上を図ることが必要な地域

【参法 95】

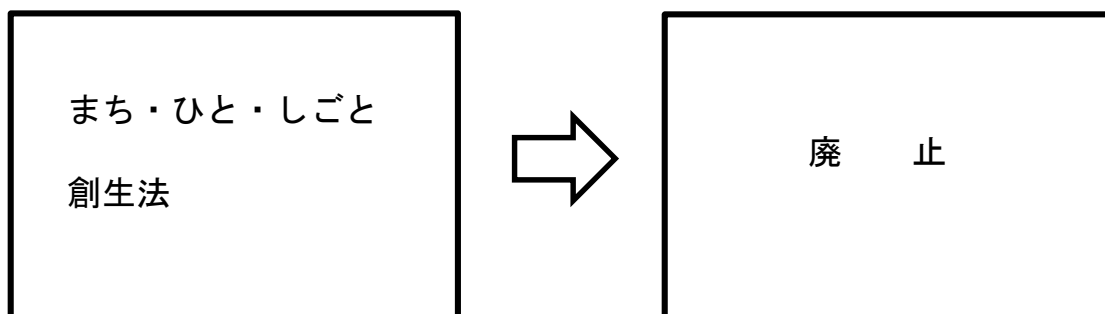
まち・ひと・しごと創生法廃止法案

<立法の背景・趣旨>

まち・ひと・しごと創生法は、内容が乏しく、また、地方分権・地方の自立の観点欠缺している。道州制導入等の抜本的な改革を行うことが必要。

→ まち・ひと・しごと創生法を廃止する必要がある。

まち・ひと・しごと創生法を廃止する。



J S T 法改正案

【国立研究開発法人科学技術振興機構法の改正】

<立法の背景>

革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）のために国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T）が設けた基金について、研究に長期間を要することを考慮し、設置期限を延長するとともに、政府が追加の資金の補助をできるようにする必要がある。

革新的な新技術の創出に係る業務等に要する費用に充てるためのJ S Tの基金について、設置期限を5年延長し平成35年度末までとするとともに、政府が予算の範囲内で資金を補助することができることとする。

現 行

基金の設置期限

平成31年3月31日

基金の原資

- ・平成25年度一般会計補正予算(第1号)により交付された補助金

改 正 法

基金の設置期限

平成36年3月31日

基金の原資

- ・平成25年度一般会計補正予算(第1号)により交付された補助金
- ・政府の予算の範囲内での補助

※革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）…実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進することを目的として創設されたプログラム

教育訓練給付金の給付割合の上限引下げ法案

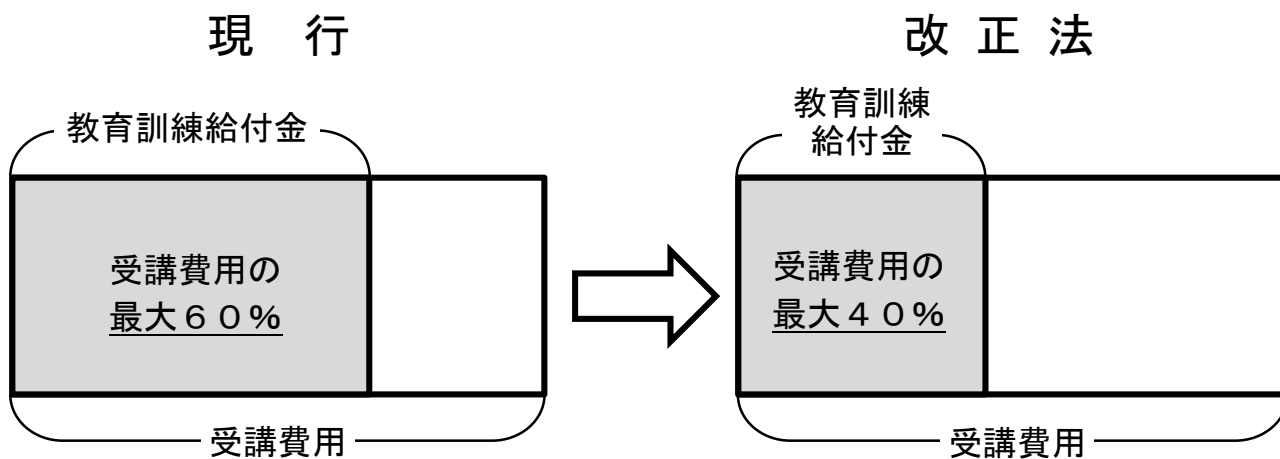
【雇用保険法の改正】

<立法の背景・趣旨>

雇用保険の教育訓練給付金の給付割合の上限は、平成26年に受講費用の40%から60%に引き上げられたが、給付水準に見合った効果が得られているか不明確であり、漫然と多額の給付を行うことは問題である。

→ 教育訓練給付金の給付割合の上限を引き下げる必要がある。

教育訓練給付金の給付割合の上限を現行の「100分の60」から「100分の40」に引き下げる。



※教育訓練給付金…労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講した場合、その教育訓練施設に本人が支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度

地方法人税廃止法案

【地方法人税の廃止に関する法律案〔新規立法〕】

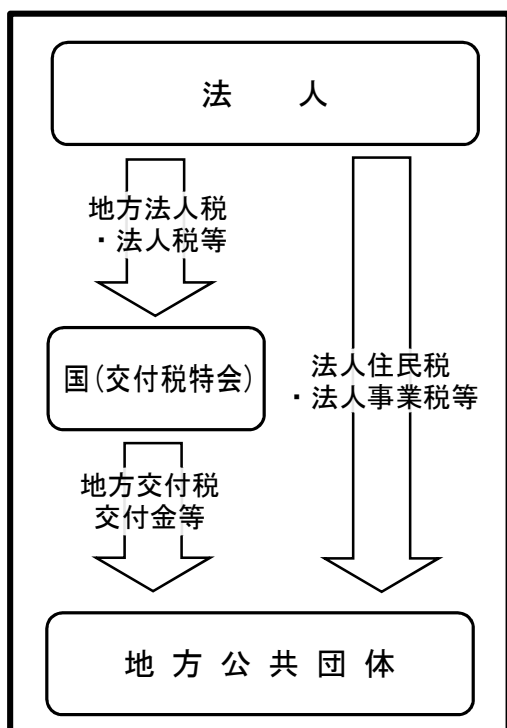
<立法の背景・趣旨>

地方法人税（※）は、その税収全額が地方交付税の財源とされ、国の交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体へ交付されている。

→ 地方公共団体の自主財源を適切に確保する観点から、国と地方公共団体の税源配分を見直す必要があることに鑑み、地方法人税を廃止するものとする。

- ① 政府は、地方法人税を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、地方法人税の廃止により地方交付税の総額が減少することを踏まえ、法人住民税（法人税割）の税率の引上げその他の法制上の措置を講ずるものとする。

現 行



地方法人税廃止法案

政府に次の措置を義務付け

- 1 地方法人税を廃止するために必要な法制上の措置
- 2 法人住民税（法人税割）の税率の引上げその他の法制上の措置

（※）平成26年度税制改正において、法人住民税（法人税割）の一部を地方交付税原資化するため、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率が引き下げられるとともに、地方交付税の原資に充てる国税として地方法人税が創設された。

徹底的な規制改革の推進に関する法律案

【社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案（新規立法）】

<立法の背景・趣旨>

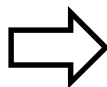
徹底した規制改革こそが我が国経済の成長の促進に資する。

→ 社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置について定める必要がある。

政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、施行後3年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

この場合において、規制は原則として撤廃するものとし、撤廃しないこととする規制については、その理由を国会に報告するものとする。

社会経済活動に関する
あらゆる分野における
規制



撤廃・緩和のための
見直し



原則として撤廃。
撤廃しないこととする
規制については、その
理由を国会に報告。

企業支援組織・制度の整理統合法案

【産業競争力強化法の改正】

<立法の背景・趣旨>

産業競争力強化法では、複数の独立行政法人等を活用して様々な支援策を講じているが、これは、支援制度をより複雑にするとともに、天下りの温床となりかねない。

→ 企業の事業活動の支援を行う組織や制度について、簡素なシステムにするため、徹底的な見直しによる整理統合をする必要がある。

政府は、3年以内に、事業活動に対する支援を行う組織及び制度について統合、廃止等の見直しを行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

P F I 法改正案

<立法の背景・趣旨>

株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）が平成 40 年 3 月 31 日までとなっている。

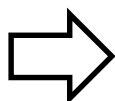
→ 官民ファンドである上記の機構の業務をできる限り早く終了させるため、上記の処分の期限を平成 31 年 3 月 31 日までに短縮する必要がある。

機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

現 行

改 正 法

保有する株式等及び債権の
譲渡その他の処分の期限
(努力義務)
: 平成 40 年 3 月 31 日まで



保有する株式等及び債権の
譲渡その他の処分の期限
(努力義務)
: 平成 31 年 3 月 31 日まで

日系 4 世の入国容易化法案

【出入国管理及び難民認定法の改正】

<立法の背景・趣旨>

日系 3 世は、入国を認める定住者の地位を定める告示により、原則として、定住者の在留資格をもって本邦に入国することができ、その活動には制限がない。

一方で、日系 4 世以下の者には、このような取扱いが認められていない。

→ 日系 4 世の入国を容易にするため、告示で定住者の地位を定める場合についての配慮規定を設ける必要がある。

法務大臣は、告示で定住者の地位を定める場合には、日系 4 世を含め、日本人の子孫に対する特別の配慮をするものとする。

現 行

入国を認める定住者の地位を定める告示は、法務大臣が定める。

改 正 後

法務大臣は、告示で定住者の地位を定める場合には、日系 4 世を含め、日本人の子孫に対する特別の配慮をするものとする。

告示の改正により、日系 4 世が定住者として入国することが容易となる。